

令和5年第3回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和5年9月7日 開会

令和5年9月14日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和5年第3回奈井江町議会定例会

令和5年9月7日（木曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 特別行政報告（町長）
- 第 5 行政報告（町長、教育長）
- 第 6 町政一般質問（通告順）
- 第 7 報告第 1号 補助団体監査結果報告について
- 第 8 報告第 2号 令和5年度に公表する健全化判断比率について
- 第 9 報告第 3号 令和5年度に公表する資金不足比率について
- 第10 報告第 4号 令和5年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
- 第11 議案第 1号 令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第12 認定第 1号 令和4年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和4年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 請願第 1号 公衆浴場存続を求める請願書

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	辻 脇 泰 弘
教 育 委 員 会 参 事	松 本 正 志
産 業 観 光 参 事	石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事	杉 野 和 博
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	横 山 誠
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
総 務 課 課 長 補 佐	田 中 恵
産 業 観 光 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

改めまして、皆さん、おはようございます。第3回定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和5年奈井江町議会第3回定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症の予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、8番、大関議員、1番、根岸議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日より14日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は、本日から14日までの8日間と決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(1 0 時 0 0 分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員長報告

(10時00分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。議会運営委員長、3番、篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

議会運営委員会の報告をいたします。

委員会開催日、令和5年6月20日。

調査事項、第2回定例会に関する議会運営について。

調査内容、追加議案について。

委員会開催日、令和5年8月24日。

調査事項、第4回臨時会に関する議会運営について。

調査内容、会期及び議事日程について。議案審議について。

委員会開催日、令和5年9月1日。

調査事項、第3回定例会に関する議会運営について。

調査内容、会期及び議事日程について。議案審議・審議順序について。町政一般質問について。決算審査特別委員会について。請願、意見案、陳情等の取扱いについて。調査について。会議案について。その他について。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。まちづくり常任委員長、5番、石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 5 番

議長、申し訳ございませんが、暑いので上着を外したままでいいですか。

● 議長

はい、どうぞ。

● 5 番

皆さん、おはようございます。まちづくり常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

委員会開催日、7月24日。

調査事項、調査第1号、学校給食について。現地調査を含んでおります。担当課の出席を求め、現地調査を実施した後、提出された資料の説明を受け、質疑を行い、検討しました。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしましては、本町の学校給食は令和2年度から4市町で砂川市学校給食センターを共同利用しています。砂川市学校給食センターの現地調査を行い、施設の視察と説明を受け、食品の安全性、地産地消や衛生管理等に重点を置き運営されていることが報告されました。

学校給食は、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さを子どもたちへ伝えることなど、重要な役割を担っています。引き続き、安全、安心な給食の提供とともに、食育についても積極的に取り組んでいただきたい。

委員会開催日、8月3日。

調査事項、調査第2号、生涯活躍のまちの取り組みについて。

担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い、検討しました。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望につきましては、少子高齢化が進展し、急速な人口減少により、本町においても、空き家・空き店舗、地域住民のつながりや支え合い活動の機会の減少などが大きな課題となっています。このような様々な課題を解決するため、「生涯活躍のまち」のコンセプトを「誰もが躍動し寄り添い集う 全世代共奏のまちづくり」とし、2年目となる本年の各事業の進捗状況が報告されました。

地域再生計画に掲げられた事業を着実に推進され、目標とされた将来展望を実現されることを大いに期待するところであります。また、交付金が終了した後にも持続可能な事業展開を望むものであり、町民誰もが活躍でき、健康で安心して暮らせる「まちづくりの確立」に向けて、施策の効果が高まるよう推進をお願いいたします。

委員会開催日、8月18日。

調査事項、調査第3号、町税の賦課徴収状況と財政状況について。担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い、検討をいたしました。

説明員、調査内容については、記載のとおりであります。

意見・要望といたしましては、主要税目の賦課状況については、個人町民税では、給与取得者や農業所得者の所得割の増加などにより課税額が増加したこと、法人町民税では、主に製造業の法人税割が増加したことにより課税額が増となったことなどが報告されました。

税の徴収において収入未済額が減少し、様々な手法により徴収率の向上に努力されていることを評価するとともに、コンビニ収納、スマホ収納が着実に増加しており、徴収率の向上につながることを期待します。税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも徴収率の向上に努めていただきたい。

財政状況では、健全化判断比率の低下や財政調整基金残高の増加など、財政健全化に向けた兆しが見える一方で、今後、役場庁舎建設工事等に伴う公債費の増加、町立国保病院の経営健全化などの課題も多くあることから、引き続き、健全財政が堅持されるよう、歳入確保と歳出削減に向けて努力を願います。

以上で、まちづくり常任委員会の所管事務調査を報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

(広報常任委員会)

●議長

広報常任委員長、4番、遠藤議員。遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会よりご報告いたします。

委員会開催日、6月20日、7月11日、7月20日、7月28日の計4回の委員会を開催し、議会だより第32号の編集・校正を行い、8月15日には、議会だより第32号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりでありますので、ご了承をお願いしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 特別行政報告の申し出

(10時09分)

●議長

日程第4、特別行政報告の申し出が町長よりございましたので、発言を許可します。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。第3回定例会、ご出席、ご苦労さまです。

9月5日、北海道教育委員会が策定をいたしました令和6年度から8年度までを期間とする公立高等学校配置計画において、奈井江商業高校の令和8年度の募集停止、令和9年度末の閉校が決定されました。

これまで同教委からは、奈井江商業高校の入学者数が令和3年、4年と2年連続で20人未満となる中で募集停止を1年留保したものの、入学者数が回復しなかったこと、奈井江町の中卒予定者は当面の間30名程度で推移するものの、奈井江商業高校生の主たる出身地である北空知学区の中卒予知者数は、今後、継続的に減少していくため、奈井江商業高校の入学者数の推計が13人程度にとどまることなどから、今回の決定に至ったとの説明を受けてきたところであります。

私といたしましては、これまで山口利之空知教育局長、倉本博史北海道教育長に対し、数度にわたる要請活動を行うとともに、7月20日に開催された公立高等学校配置計画・地域別検討協議会で、相澤公教育長、井添誠二奈井江商業高校PTA会長らとともに出席をし、改めて少人数校等の特色を生かした教育、多くの企業から安定的な求人を得て社会に羽ばたかせてきた実績、奈井江町における幼小、中・高校の連携、加えて少

子化の中で、単に1校の入学者数だけを捉えて高校配置を考えるのではなく、北海道としてどういう人材を育てていくのか、広域的な議論を経て高校配置を考えていくべきだといった点について強く訴えてまいりましたが、再考に至らず、大変遺憾に感じているところであります。

奈井江商業高校に通う生徒に対しては、閉校までの間、学びの支援を継続する一方で、北海道教育委員会に対しては、少子化が進む中で高校の配置計画は、北海道全体の高等教育がどうあるべきかの議論を経て作成・策定されるよう、今後も訴えてまいりたいと考えております。

以上、特別行政報告とさせていただきます。

●議長

以上、特別行政報告であります。特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上で、特別行政報告を終わります。

日程第5 行政報告

(10時13分)

●議長

日程第5、行政報告を行います。町長。

(町長 登壇)

●町長

令和5年第2回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

初めに、総務課関係であります。7月21日、北海道消防操法訓練大会が江別市で開催されました。奈井江町消防団が空知地区の代表として、21年ぶりに出場したところであります。全道から12団体が出場し、操法操作の基本的な技術の正確性や安全性、チームの統制なども審査された場で、見事3位となる優良賞を受賞いたしました。

今年1月から7か月間70日に及ぶ訓練が行われたとのことでしたが、真剣に取り組んできた訓練の成果が遺憾なく発揮され、参加団員のみならず、それを支えた各団員、消防、職員との絆も一層強固なものになったと感じているところであります。奈井江消防団における町民の安全確保に向けたたゆまぬ努力に感謝を申し上げるとともに、町としても、日頃からの危機管理体制の大切さを改めて感じさせられたところであります。

次に、企画財政関係では、今年度の空知地方総合開発期成会の要望活動であります。7月7日には、北海道知事及び道議会に対し、加えて7月26日から7月27日には、道内選出の国会議員、各省庁に対して、令和6年度予算編成に向けて地方財政の充実・強化、子育て支援策の充実、さらには各種農業政策の充実などを空知地方の広域的・全国的課題について強く要望を行ってきたところであります。

次に、7月18日に行いました、ないえの日セレモニーでは、奈井江町のキャッチフレーズ「ずどーん」を使った懸垂幕や横断幕のお披露目とともに、町内事業者にもないえの日にちなんだメニューや商品のご協力を頂いたところであります。多くのメディア関係者にも取り上げていただき、町外の方に対する奈井江町のPRにもつながり、「ずどーん」を通して奈井江町の応援団がさらに増えていくことを期待したいと思っております。

産業観光課関係では、8月19日、産業まつりになりますが、一日開催への変更やキッチンカーの商機など新しい手法を取り入れた開催となりました。今年は関係団体のご協力のほか、子ども会、育成連絡協議会の皆さんによる盆踊りや、地域おこし協力隊が招致した札幌国際情報高校吹奏楽部のダンプレなど、町内・町外を問わず、本当に多くの方が関わり、これからの奈井江町のまちづくりを象徴するような期待感の湧くお祭りとなりました。

このほかにも共奏ネットワークが出展に加わり、町民を巻き込んだチャレンジショップや、役場庁舎屋上からの花火鑑賞、夢結び絵馬など、イベントを通じた生涯活躍のまちの取組も行われたところであります。4年ぶりの開催となりました今回のお祭りは、町内外からおよそ3,200人にご来場いただき、盛会のうちに開催されましたが、ご協力を頂きました関係団体の皆様には、心から感謝を申し上げます。

次に、8月23日、農業委員会の水稲作況に同行させていただきました。令和5年産の水稲は約1,082ヘクタールで作付され、品種別には、ゆめぴりかが50%、ななつぼしが29%、きらら397が16%の作付割合となっております。

天候については、7月以降は天候にも恵まれ、生育も平年よりも早めに推移しているものの、8月以降の猛暑や台風7号、先日の豪雨などによる稲の倒伏の影響も懸念されるところであります。町内では既に稲刈りが始まっておりますが、北海道農政事務所が公表した8月15日現在の作柄概況については、北海道は「やや良」となっておりますので、品質共に実り多き出来秋を迎え、道内有数の米の産地としての一層の苗奈井江産米ブランド確立につながることを心から期待をしているところであります。

最後に、教育委員会関係ですけれども、7月21日に奈井江小学校において、町長と語る会を開催いたしました。奈井江町の伝統や特産品、名称など、町の魅力をよりアピールしていくための取組について発表を頂きました。子どもたちが子どもたちなりに奈井江町の魅力を真剣に考え、町のことを知り、そして一緒にまちづくりのことを考えてくれたことが本当にうれしく、何よりも大切にしたいと思っております。

子どもたちからは、特産品を味わってもらう方法や、にわ山森林自然公園、コンチェルトホールの活性化、伝統芸能の備中神楽についてもアイデアや提案を頂き、改めて子

どもたちのふるさとを思う心に深く感慨をいたしたところであります。こうした取組の中で、奈井江町のことがより一層好きになってくれることを真に期待するところであり、引き続き子どもたちとともに考え、話し合いながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、一般行政報告とさせていただきます。

教育行政報告

(10時19分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

第3回定例会、ご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから教育行政の報告を行います。

まず初めに、奈井江商業高校のPRと入学者確保に向けた中学校訪問ということで、6月の30日、7月3日、5日、10日の4日間にわたりまして、11市町の31校を商業高校の山田仁樹校長とともに訪問をしてきております。奈井江商業高校の取組や存在価値、ポテンシャル、そして困り感のある生徒でも立派に社会に巣立たせていく成長の様子等々、また町からの支援について各校で説明を行ってきたところであります。

また、7月20日には、北空知学区の第2回公立高等学校配置計画・検討協議会に、三本町長と奈井江商業高校の井添誠二PTA会長とともに参加をし、奈井江商業高校の存続について訴えてきたところであります。結果につきましては、先ほど町長からの特別行政報告のとおりであります。私としても大変遺憾に感じているところであります。

7月7日、奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議を開催し、3名の委員から、昨年、教育委員会が実施をした事務事業に対する評価等を頂き、報告書にまとめております。評価をしていただいた委員からは、私が子育てをしていた頃とは比べものにならないくらい本当にたくさんの多岐にわたる取組を行っていただいております。何も言うことがないというような高い評価を頂いているところでございます。

次ページをご覧ください。

7月25日から8月4日までの8日間、「朝活withななかま」を今年も実施しております。例年、夏休みが始まる3日間だけを実施していた朝活事業を今年度も8日間にわたり、町内外からの多くの講師、そしてボランティアが支えながら実施をしてきたところです。

次ページをご覧ください。

8月5日金曜日ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、奈井江中学校

2学年の学年閉鎖を行っております。コロナの陽性者として判明しているのが2名、また体調不良による欠席者が6名おり、学校祭を翌週末に控える中、感染拡大防止として実施をしております。

最後にもう1点、資料にはございませんが、全国学力・学習状況調査の速報値、奈井江の子どもたちと全道・全国の比較について、報告をさせていただきます。

奈井江中学校では依然、国語、数学共に全道・全国との10ポイント前後の乖離が生じております。一方、奈井江小学校では、2教科共に全道・全国との差が圧縮をされて、とりわけ算数の正答率62%は全国の平均と0.5ポイントしか差がなく、全道平均よりも1ポイント高い結果となっております。タブレット端末の活用や公設塾ななかまの効果が大いと考えております。

本調査は、同じ子どもを追跡調査しているわけではありませんので、単純に昨年との差を比較して一喜一憂することはできないと思っておりますが、調査結果から見えてくる傾向と対策につきましては、学校経営計画に反映させていきたいと考えているほか、この詳細につきましては、12月頃とお聞きをしておりますが、町広報誌にてご報告を予定しております。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第6 町政一般質問

(10時24分)

●議長

日程第6、町政一般質問を行います。

質問は、通告順といたします。なお、質問は、再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 4番遠藤議員の質問・答弁)

(10時25分)

●議長

4番、遠藤議員。遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

4番。遠藤共子です。今回は大綱2点の質問を町長にお願いしたいと思います。

最初に、小中学校への冷房機の設置についてということでお伺いをいたします。

今年の暑さはこれまでにない猛暑が続き、湿度も高く、非常に厳しい夏となりました。ここ数日、日中は暑くとも朝夕は幾分涼しさが感じられる頃になりました。私もハウスに入ると、服を着てサウナに入っているような毎日でした。

9月2日時点で、北海道では真夏日が44日連続という最長を記録したと報告がありました。将来的には北海道も高温となり、これまでになかった蝦夷梅雨の時期が到来するともいわれています。こうした状況の中、毎日のように学校での熱中症の症状・状況が報告され、また痛ましい事故も発生しています。決して他人事ではありません。学校における熱中症対策ガイドラインも示されています。

また先日、北海道新聞の紙面では、管内のエアコンの設置状況が示されておりました。当町においては、冷房の環境が整っていないため、この猛暑の中どのような対策を講じてきたのか、お伺いいたします。

また、保護者の方からは、自然相手ですから暑さ、寒さはやむを得ないことです。安全に、かつ授業にしっかりと集中して取り組める環境を整えていただきたい、そうした声もあります。

厳しい財政状況も理解していますが、小中学校への冷房機の設置について、町長の考えをお伺いいたします。

●議長
町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からの猛暑・酷暑に対する対応のご質問であります。

今年の夏につきましては、全国的な記録的猛暑となる中で、特に北海道では近年まれに見る状況であったというふうに認識をしています。

気象庁から発表された8月の道内の平均気温では、平年よりも3.7度という異常な高さですけれども、これは高いという状況で、管内においても11か所ある観測地点全てにおいて平年よりも平均気温が高い状況のほか、美唄観測所における最高気温の状況では、昨年30度以上の真夏日がゼロ日であったに対し、今年は22日となり、そのうち35度以上の猛暑日も一日あるなど、かつての経験からは考えられないような暑い日が続いていたというふうに認識をしています。

そこで初めに、小中学校での猛暑対策についてということですが、奈井江小学校・中学校において、8月の奈井江中学校で16日、奈井江小学校で17日にそれぞれ夏休みが終わりましてけれども、約10日間にわたって暑さ指数の高い日が続きましたので、扇風機の追加購入をはじめ、授業中の水分補給、体育授業の中止、奈井江小学校の1年生から3年生では午前授業、4年生から6年生では授業時数短縮、そして奈井江中学校

の部活動は中止などの対応を行ってまいりました。

また、小中学校共にパソコン教室と保健室には冷房設備が既に完備しておりますので、パソコン教室を交代で利用したり、体調が悪くなった児童生徒は保健室に退避させるなどの対応が行われたところであります。

次に、冷房機の設置ということだと思いますが、全国の公立小中学校における普通教室の冷房設置状況は96%であります。一方で、北海道においては冷涼な気候を反映して17%にとどまっていますが、ここ数年、異常気象としてきた長期にわたる猛暑日の連続は次年度以降も続いていくということが想定されています。

そこで過日、児童生徒、教職員の健康管理を最優先とする環境整備が喫緊の課題であるとの判断を行い、冷房設備の設置を教育長に指示をしたところであります。

この後、町立病院についても答弁をさせていただきますけれども、公共施設全体に関して必要な施設、かかる費用、この財源について検討を行い、来年夏の猛暑対策について対策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。来年の夏には設置されるという方向ですので、これ以上私は町長に質問することはありませんが、令和3年のちょうど夏休みの時期に入っていたかと思えます。常任委員会で公民館の現地視察を行った際に、公設塾によるなかなかまで授業が行われていました。当日も非常に暑く、湿度の高い日でしたが、子どもたちが汗だくになり、そうして授業をしている。

そんな光景を見たとき、議員みんなが、あっ、これは大変だと痛感した次第です。そして、公民館ですからこの部屋も風通しが悪く、扇風機は回っていましたが、熱風が回っている状態でとても心地よい状況ではありませんでした。そうした状況を見たときにさぞ学校でもそういった状況であるのであろうと、そのような思いもしましたので、このたび暑さ対策についての質問をさせていただきました。

先日、奈井江小学校の学校だよりを読んだときに、子どもたちへのきめ細かな気配りに配慮されている、そんな様子がかげえましたし、また子どもさんの体調はその子どもたちによって様々ですから、暑さで体調が戻らない子どもさんも多数いるというふうに記載されておりました。休日には、しっかりと休養を取っていただきたいという学校からのお願い文も記載されておりました。

そういったことを考えると、子どもたちがしっかりと授業に集中できるように小中学校の暑さ対策への配慮をお願いしたいと思いますので、ぜひともさせていただきました。町長からの前向きなお答えを頂いたので、質問はこれで終わりいたします。

次に、町立国保病院の冷房機の必要性についてということでお伺いをいたします。

この件については、これまでも各委員会や議会懇談会でも話が出されておりました。病院には体調の悪い方や高齢者が多くいる場所で、そのために適切な温度を維持し、フレッシュな空気を循環させることにも気を使わなければなりません。今年のこの暑さでは、患者さんにとっては非常に体に負担がかかるものと思います。特に、自ら体温の調整ができない高齢者だからこそ配慮が重要だと思えます。

コロナ禍になる前でしたけれども、入院病棟に行く機会が幾日かありました。伺ったときにその当日でもやはり扇風機が、熱風が回っている、そんな感じの部屋でしたので、患者さんが汗だくになり横になっていた光景を今でも思い出します。その後も入院されている家族の方が、病人にとってはこの暑さには勝てないとおっしゃる方も多く、将来的に冷房機の設置はどうなのかということを経験したほうに伺ったことがありました。

当時は、冷房機を設置する設計になっていないのでつけられないということでした。しかし、今年のような暑さが毎年続くとすれば、やはり考えていかなければならないのではないかと思います。本来なら入院病棟だけではなく、全館の設置を求めたいくらいですが、最優先として入院病棟への冷房機の必要性について、町長にお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

先ほども学校の関係のときにも申し上げましたけれども、まずは病院の状況ですけれども、町立国保病院の入院病棟であります2階フロアの中で、現在エアコンが設置されているのがフロアの中央にあるナースステーションのみでありまして、各病室の気温が上昇した場合には患者さんの退避スペースとしても活用しています。

これは今、議員からもありましたけれども、まさにここ数年の異常気象ということでありまして、もともとが1日、2日、異常な高温になるということがあっても、それがシーズンを通してずっとではないということを前提に生活をしてきたはずですが、それが狂ってきているという状況でありますので、これから申し上げますけれども、そういうことに対応するためにということでナースステーションだけでもエアコンをつけているということで、これまで対応してきたということでもあります。

また、各病室における対応としては、扇風機による送風や窓ガラスへの遮熱シートの設置などを行っているほか、アイス枕や冷凍剤等を活用するなど、それぞれの患者さんの体調に合わせて遮熱対策を行ってきております。しかし、近年は異常な高温多湿となる気象状況が感覚としても増加をしておりますし、特に南側の病室については外気温よりも3度から4度室温が高くなるために、本年は特に長期間にわたり日中の高温が35度以上となる状況が続いたことから、患者の家族のほか、医師を含む職員からも病室へのエアコンの設置の必要性について要望がありました。

このような状況から、私自身も病棟内の状況を直接確認させていただき、患者さんだけでなく職員健康管理の観点からも暑熱対策の必要性を確認したところであり、

事務局に対して来年夏に向けた対策の実施を指示させていただいております。

現在、設備内容や設置方法、財源の確保なども含めて暑熱対策を実施するべく早急に検討と整備を進めているところでありますが、懸念されるのは全道一斉にこういう状況でありますので、在庫だとか、そういうことの確保は叶うのかどうかということで、あえてこの現年度内にでも対応するように指示をしていますけれども、それについては、その状況を見ながら適切に対応をさせていただくということを付け加えて答弁とさせていただきます。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。今ほどの町長の答弁で理解をいたしたところであります。

私たちが小さかった頃には大体、気温で25度くらいでも暑いかなという感じでしたけれども、それから何十年もたち、この時代になって30度以上の気温が高くなってきて、それだけ気温の変化が起こってきているというのは、その先を考えたときに未恐ろしいところがあるなと思っています。

今、北海道の農作物の栽培状況は、個々の農業の団体ですけれども、桃が作られたり、サツマイモなどが栽培されて、将来的には北海道でもミカンや柿が栽培できる、そのような時代が来るとも言われています。それだけ高温になってくる。そういったところを予測されていると思いますけれども、ますます温暖化が進む状況にあるということがよく分かるのです。

町立国保病院の患者さんにとって適切な温度を維持していくことが今後、本当に重要だなというふうに思っております。快適な入院生活ができるようご配慮いただきたいと思っております。

この質問については、あえて本日は学校と病院ということで質問をいたしましたけれども、今後の公共施設の維持管理の考え方として、やはり暑さ対策は必須の課題ではないかと考えます。検討願えたらありがたいと思っております。

以上で質問を終わります。

●議長

以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。

(2. 5番石川議員の質問・答弁)

(10時40分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

5番、石川議員。石川議員。

(5番 登壇)

●5番

それでは、通告順に従い、町長と教育長に大綱で4問の質問をいたします。

遠藤議員の質問と多少重複するかもしれませんが、答弁では、その辺は遠藤議員にご答弁なされたことは割愛いただいて結構です。

去る7月27日に、国連の事務総長が「地球は温暖化時代が終わり、沸騰化時代が到来した」と発言いたしました。また、世界気象機構は、今年の7月は地球の歴史において過去12万年で一番暑い月になったと発表いたしております。

国内では今まで経験のない災害級の暑さ、命の危険を及ぼす猛暑が住民の生活のみならず、生命までも脅かしております。

道内でも、先ほど遠藤議員の質問にもございましたように、また町長のご答弁にもありましたように、今まで経験したことのない40日間を超える真夏日や最高気温35度以上の猛暑日などが発生し、8月22日には伊達市で、小学校2年生が熱中症の疑いで亡くなるなど多くの熱中症患者が出ております。また、この暑さはしばらく続き、9月も平年より暑い気温で実際に推移しております。

私は今回の一般質問で、今年の夏の奈井江町の町民に対する暑さ対策と住民の要望への対応、公共施設における設備としての暑さ対策を確認し、今後の暑さへの対応を考える必要があると感じ、町長と教育長に質問いたします。

1つ目の質問は、教育委員会関連での暑さ対策についてです。小学生、中学生への暑さ対策、また公設塾やその他教育委員会関連事業の参加者への暑さ対策と、家族や関係者の要望やその対応について、教育長に伺います。

●議長

答弁を求めます。教育長。

●教育長

学校における対応等々につきまして、先ほどの町長の答弁と重複する部分については割愛をさせていただきつつ、また一方で、細かい点などは補足をしながら答弁をさせていただきたいと思っております。

教育委員会では、熱中症対策についても学校長と情報を共有しながら、その対応を進めてきております。

夏季の長期休業明け、8月の第4週と第5週にかけては、判断基準の一つとして、環境省より発出をされる近傍地の暑さ指数を参考に、授業時間の短縮や体育・部活動の実施の可否について判断をしてきたところであります。

また、学校からの要望を受け、小学校に6台、中学校に3台、扇風機を緊急的に追加

配置をしたほか、8月25日の小学校での芸術鑑賞会では当初、小学校の体育館を予定しておりましたが、公民館の大ホールの定期利用を行っているレクダンスの同好会の方をお願いをして、冷房設備のある大ホールでの実施としてございます。

また、夏休み中の朝活や公設塾ななかま、また所管は違いますが、学童保育につきましても部屋の除湿の対策をしたり、または可能な限り大ホールを活用してきたところがあります。

子ども以外の部分でいきますと、各種会議やサークル活動の場合でも、館内にあります大小の送風機を活用して大ホールの冷気を会議室や調理実習室に送り込み、冷却したほか、2階の和室を利用する団体につきましては利用料の差額を求めずに大ホールへの振替を行っております。

これは文化ホールでも同様の対応を行ってききましたので、暑い中ではあったものの活動中止ということはありませんでした。

なお、さすがにといいますか、体育館では定期利用の3団体が、8月末に1回ずつ活動を控えたと報告を受けているところがあります。

町民からの要望ということではありますが、私のほうに対しましては各学校長からの情報共有のほか、町民から直接的な要望はなかったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

石川議員。

●5番

ただいまのご答弁で、できる限り対策はなされていたというように理解をいたします。今の校長先生たちとの情報共有というのは、今の部分に入っているところでよろしいですね。——分かりました。

当然、教育長がおっしゃるように、児童生徒の安全性を最優先に考えて対策をなされていたということは私も理解いたします。その上で、ご家族や関係者たちの要望、そういうものの吸い上げ方というか、伺い方というか、そういうのは現在どのようになっているのかということと、この暑さへの対応全般について、教育委員会では会議の中でどのような議論がなされているのか。もしくは、なされているのであれば、そのお答えを頂きたいと思います。

●議長

教育長。

●教育長

小学校、中学校、あるいはななかまにおいて、先ほど答弁申し上げたような暑さ対策につきましましては、それぞれ保護者のほうに発出をさせていただいて、保護者もその我々

の対応状況についてご理解を頂いているのかなというふうに思っております。

その上で、要望は特に今回はなかったということですが、通常様々な要望があった場合、担任の先生を通じて相談があったり、あるいは直接的に教育委員会のほうの事務局にこんなことがというようなことは普段からあるものですから、とりわけ暑さ対策で何か意見がありませんかというようなやり方はしてございませんが、今回についてもなかったということでございます。

●議長

石川議員。

●5番

来年の夏もなければいいのですけれど、多分暑くなるというような予想が大半でありますので、そういうことを充実させて十分皆さん子どもたちそれから公設塾、それから関係者の皆さんも十分万全な暑さ対策を行っていただきたいと思います。

2つ目の質問に入ります。

町民への暑さ対策です。

町民、特に幼児、在宅の高齢者への暑さ対策と要望について。また、町立病院の通院患者や入院患者への暑さ対策と、患者やご家族や関係者からの要望と対応について町長に伺います。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

石川議員のご質問にお答えしますが、遠藤議員への答弁と重複することがあると思います。

まず、町民、特に子どもや高齢者といった熱中症予防への配慮が必要な方々の要望に対する対応ということでもありますけれども、町民に対しましては様々な事業やイベントを通じて熱中症予防に関してリーフレットを配布し注意喚起を行うとともに、子どもや成人の健診などのときに、保健指導など各種保健事業を通じて保健師から熱中症予防のポイントについて指導をして広く注意を促しております。

今年度、熱中症警戒アラートが発表された際には、運動授業を中止や延期をして運動環境に配慮したところではありますが、今後も夏の期間は運動授業の実施に配慮が必要であるというふうに考えております。

こども園の園児への対応としましては、子どもは体調不良であっても正確に伝えられないために、日頃から心身の観察に留意をして戸外活動の時間の短縮や時間帯の配慮、小まめな水分補給、衣服の調整、換気を行うなど熱中症予防に最新の注意を払い、体調管理を行っております。また、最も気温が上がる午睡、昼寝の時間ですけれども、エア

コン設置のない教室の園児をエアコンのあるホールへ移動させてお昼寝をさせるなど環境整備に努めているというところでもあります。

学童保育においても水分補給や換気等の対策を講じていますが、気温や室温の状況に応じて、先ほど教育長からもありましたけれども、公民館の大ホール、みなクルの交流スペースに移動して過ごしてもらうなどの対応を図ってまいりました。

高齢者については、喉の渇きや体温の上昇が感じにくいということから疾病や体力の関係から熱中症のリスクが高いことから、小まめな水分補給とともに塩分やミネラル補給、室温調整、服装、日中の外出制限や日傘の利用など予防行動が重要であることを高齢者の教室やサロン、家庭訪問などを通じて繰り返して注意喚起をしているところでもあります。

暑さに対する町民からの要望としては、みなクルや文化ホールなどのエアコンが設置されている施設での居場所提供希望がありましたけれども、特にみなクルは交流スペースやコミュニティカフェの利用が自由であるために、地域おこし協力隊のイベントの周知PRも含めて行って積極的に利用を頂くよう促してまいりましたし、利用者も増えたという経過がございます。

今後につきましても、熱中症予防についてリーフレットの積極的な配布でありますとか、各事業、訪問活動においてPRするとともに、事業やイベントを工夫して町民が暑さをしのいで安全に過ごせる取組を行っていきたくと考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思っています。

また、町立病院の通院・入院患者への対応ということでもありますけれども、町立国保病院における暑さ対策については、外来の各診療室等については一定程度エアコンの設置をしておりますけれども、エアコンを設置していない待合室などのスペースについては、扇風機なども配置しながら少しでもよい環境で過ごしていただけるよう努めております。

近年の気象状況からすると、患者さんの利用されるスペースについては何らかの対策を検討していく必要があることを認識しておりますから、今後も状況の把握に努めながら引き続き、院内環境の整備に取り組んでまいりたいと考えています。

町立国保病院の入院病棟については、先ほど遠藤議員の答弁でも申し上げましたが、フロアの中央にあるナースステーションのみエアコンを設置しており、病室の室温が高い場合には患者さんに交代で涼んでいただけるようスペースとして活用をしています。また、各病室における対応としては、扇風機による送風のほか、南側病室での窓ガラスへの遮熱シートの設置などを行っているほか、アイス枕、保冷剤等による体温調整をしてきているところではありますが、特に今年度は高温多湿の状況が続いていることから、他の部門で所有するものも含めて院内の冷凍庫をフルに活用させていただいてアイス枕や保冷剤を大幅に増強した上で、看護師などが頻繁に患者さんの状況を見守るなどしながら入院患者さんの体調管理に努めてきた経過がございます。

今後も、患者さんやご家族などからの要望をきちんと受け止めて、可能な対応を実施してまいりたいと考えておりますが、いずれにしても患者さんの体調管理を最優先に、

今ある施設・設備において可能な対策を精いっぱい行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

●議長

石川議員。

●5番

まず、暑さ対策を行う基準について伺いたいと思います。

平成28年に作成された環境省の「まちなかの暑さ対策ガイドライン」というのが昨年6月に改定されております。従来の暑さ対策に加え、熱中症対策を行うために暑さ対策の効果を指数で評価するなどの部分改定を行い、各自治体で暑さ対策の推進に貢献することができるとなっております。

先ほどのガイドラインとか町長の答弁の中にも数点ありました対策についてですけど、こういうものが応用されているのかということを含めて、どのようなことを基準に対策を町民に対して行っているのか。

また、私はこの対策を行う場合に迅速な周知や注意喚起が必要となってくると思っております。その場合、どのような周知や喚起、それをできるだけ迅速に進めるためのやり方はあるのかどうかを伺いたいと思います。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

先ほどの答弁の中で申し上げましたけれど、暑さ指数などいろいろなことが今数字として示されることで、それを基準にということが言われていますし、それらについては国や気象庁だとか、そういうところが発表しているのを参考にしながらというのが実態ではありますけれども、奈井江町としてそれ独自にその判断基準をマニュアル化しているということは残念ながら今の時点ではございません。

ただし、おっしゃられるとおり、私ども行政として町民にリアルタイムで発信するということが必要ということは十分理解いたしますが、まさに今新聞だとかテレビだとかという報道の中でこれだけ気象情報やデータが豊富にあって、今日の予測35度だとかということが朝あるいは昨日のうちから皆さん理解している状況だと思っております。

ですから、今危ないですよという前に、それよりもそういうことになったときにどういふふうに対応して自らを守ってくださいなということに、これからやはりしっかりと情報を共有して、そこにお年寄りだとかなかなかそれを感じられない方々のケアをどうするかと。そういうことが、やっぱり私としては重点を置くべきではないのかなというふうに思っています。

●議長

石川議員。

●5番

今の部分、非常に大切だと思っていますので、再度それについては質問させていただきますけれど。

やはり、暑さから身を守る取組は官民一体で取り組むということが必要になってくると私も思っております。テレビやラジオでは、不要不急の外出は避けてくださいとか頻りに呼びかけておりました。この言葉は台風や大雪の際にも使われる言葉で、まさに今年の暑さは災害級の暑さだなと実感しております。

これに対して、例えば町長今おっしゃった情報が届かないご老人だとか在宅の方たち、そういう情報を取り入れる手段がない人たちを含めて、きめ細やかに、迅速に、町民にそういう情報を。例えば、みなクルは開放します。しているんですけども、文化ホールを開放します。

話が飛びますけれども、例えばAコープですとかスーパーですとか、そういうところも冷房が効いているわけですから、そういうところに緊急な暑さでの退避場所とか休憩場所などを事前に要請しておいて、そういうところも開放していますというような迅速なきめ細やかな情報発信の手段とそれが伝わる方法が必要だと思うんですが、いかがですか。

●議長

町長。

●町長

大変有効な手段だと思います。それも、今開放して、リアルタイムということじゃなくて、日頃からそれぞれの施設、お店だとかに協力体制を整っていくという、よく最近であります何々提携というようなことがありますけれども、そんなことをお願いしていくことなのかなというふうに思っています。

今日がということではなくて、日頃からそういうところに退避場所、避難場所としてご協力を頂くよう、これからも周知・お願いをしていきたいというふうに思います。

●議長

石川議員。

●5番

ぜひご検討をお願いしたいと思います。

3問目の質問に移ります。

次に、奈井江町の公共施設、はじめに教育委員会所管の施設について、現在どのよう

な暑さ対策がなされているのかは、先ほど遠藤議員のご答弁で大体のことは伺いました。もしくは、それで補足というか、私に何かこれはしっかりと聞けよというようなことがあればご答弁頂きたいと思います。

それで、来年の夏まではというような町長のお話もあったと思うんですけど、そういうことを指示していると。必要な施設、そういうような施設に対する財源の確保というのは、具体的に現在どのような財源を確保しようとして、どのような事業展開をなさろうとしているのか。もしも計画というものが現在進んでいるのであれば、そこら辺を答弁頂きたいと思います。

●議長

答弁を求めます。教育長。

●教育長

教育委員会の所管施設につきましては、学校は小中学校、それから文化施設ですと公民館、文化ホール、陶芸センターがあります。また、体育施設では体育館や町民プールがあるという状況です。そのほとんどが30年前に建設をされた施設でありまして、建設時の冷房施設は北海道においてはぜいたく品というかそういう位置づけだったのかなと思っております。

ただ、時代の趨勢の中で小中学校に冷房設備が追加されておりますが、これも人に対してではなくてパソコン室ということで機器に対するものだったのかなというふうに思っております。

さて、改めて現状教育委員会が所管をする施設の冷房設備について申し上げますと、小中学校の今ほど申し上げましたパソコン室とそれから保健室、公民館の大ホール、文化ホールでは外部の音漏れの視点も持ってコンチェルトホールや練習室、控室のほかに交流談話室にも設置をしてきたところです。

一方で、陶芸センターや体育施設には冷房施設がないという状況であります。

次に、水分補給という点について答弁をしたいと思いますが、それぞれ各施設には水飲み場がありまして、公民館も2階には湯沸かし室というのがあって、なかなかの子どもたちの水分補給に利用してございます。ただ、1階にはそういう部屋がなかったものですから、夏の前辺りからそれまで利用のない日は施設管理をしておりました調理実習室を終日開放し、また水飲み場ですというような周知のポスターも貼って町民の水分補給にご活用を頂いているところであります。

石川議員の通告の最大の趣旨としては冷房設備の設置の可否ということではないのかなというふうに思いますが、先ほど町長からもありましたとおり、過日冷房設備の設置の指示がありまして、来夏に間に合うようにということで事業費等々についての試算を始めたという状況であります。

それに対する補助金等々につきましても、現在様々検討させていただいているという状況であります。来年の夏に間に合わせるとしたときに、例えば工事期間についても、

夏休みに入ってからではもう間に合いませんから、ゴールデンウィークが適切なのか、それとも春休み期間が適切なのか、そういったことの状況の中で、事業の予算化とか、あるいは補助金の申請といったものが今年度中に必要になってくるということも考えられますので、そういった観点でいくと補助対応もハードルがあるのかなという感じはしております。

町全体としても大きな財政支出等になるのかなというふうに推察をしておりますので、教育委員会としてはまず子どもたちや教職員の健康を守り、ひいては学びを支える環境の整備を優先しながら検討していきたいということでございます。

よろしく申し上げます。

●議長

石川議員。

●5番

非常に急を要することで、例えば補助金・交付金なりの申請も計画を立てる段階から難しいなということは私も理解はしております。

いずれにしても、再々質問になると思えますけれども、例えば夏休みの暑い時期に公設塾が行われるとか、そういう公設塾は公民館でやるという。公民館ではあまり冷房が効いている場所がなくて、扇風機などで一生懸命対応なさっているということですけど、大ホールは冷房が効いているのですよね。

その緊急というか、あそこが勉強の場に適しているかというところと多少無理はあると思いますが、例えば大ホールなどに冷房を効かせて、子どもたちそれから教える方たち、そういう方たちをそこで授業を行ってもらおうというようなことは考えていらっしゃいますか。

●議長

教育長。

●教育長

今年の夏から、可能な限り、その取組は実はさせていただいております。定期利用させていただいている団体との兼ね合いがありますので、来年の夏の状況や定期利用の状況等々を勘案しながら、とにかく熱中症になって子どもたちが不利益を講じないような形の最善策をそのときそのときでしっかり対応してまいりたいというふうに考えてございます。

●議長

石川議員。

● 5番

4問目に入ります。

次の質問は、教育関連施設以外の町内の公共施設、設備上の暑さ対策についてどのように行っているかであります。

特に、国保病院の暑さ対策はどのように整備されているのかを町長に伺います。

●議長

町長。

●町長

かなり重複することになります。同じことの繰返しを申し上げるかもしれませんが、ご理解を頂きたいと思えます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、公共施設全般についての暑さ対策ということで小中学校、病院についてエアコンの設置について対応してまいりますけれども、公共施設全般については一部エアコンを設置済みの施設もありますし、多くの施設では未設置というところでもあります。

これからは、利用者の健康管理の観点からも施設の利用頻度、財源の確保を総合的に勘案しながら次年度以降に向けた対策を順次検討していかざるを得ないなというふうに思っています。

教育施設もそうですけれども、過日の政党の要望の中でも私からも申し上げましたけれども、もともと大規模な施設の改修だとか新設・増築のようなものに対しては冷房施設のその支援制度というのがありますけれども、個別で小さな部屋にエアコンをつけるというようなことについては実は財政的支援というのがほとんどないのが実態でありますから、それは先ほど道外の都府県においては九十数%が設置されているということから言うと、もともとからついているものなので私ども北海道の声がどれだけそういう形の支援策に結びつくのかという点極めて難しいとは思いますが、それはやはり訴えていきたいなというふうに思っています。

そのようなことが前提としてあるということだけ頭に入れておいていただきたいと思いますけれども、町立国保病院についても30年がたっているということで、建設当時設置していなかった箇所も含めて遮熱対策を行ってまいりましたけれども、特に入院病棟の各病室について高温多湿の状況となる頻度が増強していることから設置内容、設置方法、財源の確保も含めて検討させていただいています。

ただ、国保病院に関してはおかげさまで使えるかもしれないという、まだここで名前でできませんけれども、財源がちょっとあるので、とにかくいろんなことを探りながら設置をしていきたいということでもあります。

それと、特にもともと設置されていたものも含めて、やはり更新の時期にもなっているということがあって、これらのことに対してもきちんと計画の中に位置づけをしていかなければならないのかなと思っています。そんなこともあって、繰返しにな

りますけれども、公共施設全体、まずは教育関係、小中学校と、それと病院のことについてしっかりと対応、財源ということを度外視した視点で取り組まなければならないのかなと認識をしておりますし、その他の公共施設についてはやはりしっかりと財源のことを頭に入れながら計画的な整備をしていかざるを得ないということだと思っています。

以上、答弁と代えさせていただきます。

●議長

石川議員。

●5番

今、町長おっしゃるように、行財政が本当に大変厳しい中で設備の改善というのは大変難しいことだと思っています。また、緊急を要するということで補助金のメニューの確保というか、それを申請する、それを採択されるというのも非常に厳しいこと、難しいのかなと思っています。

ただ、命を脅かす危険な暑さというのが北海道にも来たのだなと私も今年の夏は実感しています。その上で、住民が病気で入院や通院をしている病院の冷房設備は私としては最優先事項だと考えております。

今ほどのご答弁の中にも使えるかもしれないというようなお話もあった、調査中ということではありますが、この財源の確保を含めてどのような方法で、いつ頃は来年の夏までにということだと思っておりますけれど、この事業を実施していくのか、ご答弁頂ければと思います。

●議長

町長。

●町長

まさに、今そのどのようなスケジュール感も、まずは設備をするに当たってどれぐらいの事業費がかかる、あるいはどこにつけるのかというところからスタートをして、もう既に検討して始まっていますが、まだそこは確定しておりませんので、答弁は差し控えさせていただきますけれども。

そういうところからしっかりと議論をさせていただいて、これも希望的観測にならないように、とにかく来年の夏に間に合わせたいという思いでしかありませんけれども、資材がどれだけ集まるのか、あるいは物価がどれだけ高騰するのか、そのようなことを見極めながら対応していきたいと思っています。

●議長

石川議員。

● 5 番

暑さ対策に関連してという受け取り方で質問させてもらいますけれども、奈井江町は今年の3月ゼロカーボンシティの宣言をしております。道内でも多くの自治体が宣言をして、国や道の補助金や交付金を活用してそれに取り組む事業を行っている自治体があります。

道のゼロカーボン・モビリティ導入支援事業では、令和4年、昨年に厚真町、それから釧路町、約4億円の総予算の中の2億円の補助を受けるとか、8,000万の中の3,500万の補助を受けるとかということで事業が採択されて実施段階に向かっております。

また、管内でも今年から秩父別町がゼロカーボン推進事業として地域マイクログリッド小規模送電網が構築され、その予算総額は7億円、そのうち町の財源が約1,300万ということで実施段階に入っております。

町立病院や学校の冷房にできるだけ町財政の負担が少ない補助を探すことは大切なことではありますが、緊急事態であるということも鑑みまして申し上げておりますが、この設備を行う場合に町立病院やとか学校とかに限らず、今後将来的にゼロカーボンに取り組めるような事業に作り上げることも同じくらい大切なことだと思っております。

町長、この辺のお考えはどのようにありますか。

● 議長

町長。

● 町長

ゼロカーボンということは避けて通れない問題だと思ってゼロカーボンシティの宣言をさせていただきましたし、今議員がご紹介頂きました各市町の状況も承知しておりますが、具体的に奈井江町として今いろいろな財源だとか財政の推計だとかも踏まえながら、まさにこれからのまちづくり計画を策定していく中で、ゼロカーボンの国からの支援の制度とかを取り込みながら、どういうものがあるのかということを検討していく時期だなというふうに思っています。

先ほど来申し上げますが、そのことと今学校だとか極めて緊急性の高いものについてはやはり一度切り離して議論させていただきたいというふうに思っています。

● 議長

石川議員。

● 5 番

質問を終わります。

● 議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。
ここでこの時計で25分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時15分)

(3. 1番根岸議員の質問・答弁)

(11時24分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
引き続き一般質問を行います。
1番、根岸議員。

(1番 登壇)

●1番

1番、根岸です。
それでは、通告のとおり、質問させていただきます。
私から大綱2点質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、奈井江町における住環境整備につきましてですけれども、最盛期昭和35年には1万人ほどいた奈井江町も昭和50年には9,000人ほど、半分ですね。先ほど令和5年7月末時点で人口4,900人を切ったという情報が出ておりますけれども、そういった人口減少に伴って空き家や老朽化した建物の増加が目立っております。

町としても移住定住対策に中古住宅購入助成を出しておりますが、売ることも貸すこともできないような老朽化した建物も目立っております。本来であれば建てた方の責任でそちらを管理するというのが前提ではございますが、そうも言われていられない現状があります。

そこで、今回質問させていただきたいのが、1つ目として奈井江町における把握している現状の空き家の戸数ですね。

2つ目に、空き家解体助成金の導入について検討されておるかどうか。

3つ目に、老朽化や断熱性能が低い住宅も多い中で、現状抽せん式になっている今後のリフォーム助成金の取組について町長のお考えを伺わせてください。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

根岸議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の空き家の件数ということでありまして、町内の空き家件数は平成29年の調査時点で86件となっておりますが、昨年職員巡回の上、民生児童委員の皆さんにもご協力頂きながら調査をした件数は170件となっております。5年間で約2倍に増えたということでもあります。

この間、中古住宅購入助成を行った件数は80件となっていて活用される住宅も多くある一方で、そのまま空き家となっている住宅が多くなっているというのが現状かと思っています。

2点目の解体助成についてですけれども、現在は移住定住の観点から新築住宅の建設助成で最大300万円の助成をしており、近隣市町と比べても比較的高い水準となっていると思っておりますが、既存住宅の解体にも充当できるよう金額設定をしているというつもりではあります。要は買った全てに対してお金を出しているという意味でありますけれども。

また、管理不全の空き家や特定空家の未然防止の観点では、安全で安心な生活環境の確保を図るため、解体助成の在り方を今後検討していく必要があるというふうに考えております。

何をさておいても、私権、私の権利と財源、これは今さら私から申し上げるまでもなく全国的な課題としてあって、行政代執行をすることができるようになったとはいえ、軽々に取り組むべき課題でもないということから大きな課題でありますから、助成を行うことでどれだけそれが促進されるのか、そんなことも慎重に議論していかなければならない課題だというふうに思っています。

3点目のリフォーム助成ですけれども、定住対策の一つとして平成27年度から他の住宅施策と一体的に取り組んでいる事業であります。対象とする工事内容については、住宅の安全性、耐久性そして居住性を向上させるための工事としており、消耗品や備品類以外のものはほぼ対象にすることができて、令和2年度からの実績によりますと約9割が外壁や屋根の塗装または貼り替えというのが実態であります。

また、事業開始当初から抽せんの方法によって行ってきましたけれども、令和2年度からそれまでの応募件数を勘案して、1年目ないし2年目でリフォーム助成の対象となるよう、実施可能件数を増やす見直しを行って取り組んでまいりました。

昨年度から応募件数がこれまでに比べて10件程度増加する傾向が見られる中で、令和4年度で12件、令和5年度で13件の方が抽せんから外れるというような結果があったところであります。

いずれにしても、現在共創ネットワークと連携した新たな空き家活用支援についても検討を進めておりますけれども、これからの奈井江町を見据えた中でこれまでの住宅助成制度を検証するとともに、解体助成などの新しい助成制度など住みよい住環境サービスの構築に向けて、次期まちづくり計画の検討の中で町民の皆さん、関係団体とも議論してまいりたいというふうに考えております。

ご理解を頂きますよう、お願い申し上げます。

●議長
根岸議員。

●1番

今ほどお答えのほうでありましたが、まず空き家の件数はやっぱり近年度も倍増しているということで、これからもどんどん増えていくのが予想される中で、空き家の解体です。

砂川市でも行政代執行の第1号がこの前行われて、これから解体にいくと思いますけれども、一応今の現状で一番の問題が、やはり解体費かけても土地としてその解体費を賄えるような金額で売れないということが問題になっていると思います。なので、そちらを補填するような形で解体費の助成金が出せるのかどうか。

先ほどもありましたけれども、中古住宅購入の際の補助金を解体に充てるというような手法も取れるということでおっしゃっていましたが、財源のほうもあると思いますが、そちらを分けて解体だけに助成を出すというお考えだったり、そういった方向性はございますでしょうか。質問です。

●議長
町長。

●町長

今議員がおっしゃったとおり、そういうことも考えていかなければならない時期だと思っておりますが、地価が高騰しているのは都市部だけであって、どんどん下落する中で解体する経費を地代で賄うということは無理に近い状況だと認識しております。そして、その差額を行政で負担できるのかということもまた莫大な金額になると思っておりますから、軽々に議論できないというふうに思っています。

ただ、それが一つの何らかの仕組みを作ることで躊躇している方の決断の呼び水になるというようなことであれば有効だと思っておりますから、先ほど申し上げましたけれども、そういうことについてはやっぱり議論はしていかなければいけないと思っております。いろいろな方の意見を聞いていきたいと思っております。

●議長
根岸議員。

●1番

ありがとうございます。そうですね、やっぱり財源の確保というところが難しいところもあるとは思いますが、そういった近隣市町村でも解体の助成金がある中で、

奈井江町何でないのという声も町民の方から多く聞かれますし、先に解体することによって生きてくる土地も出てくると思います。

今後、そういった解体の助成金等も含めて慎重に議論していかないといけないかなと思いますので、そちらを早急に議論していきたいと思います。

もう一点、先ほどのリフォームの件ですけれども、こちら抽せん方式になっている中で、先ほど今年15件外れた方がいるという中で、外れた際リフォームをするのかどうかということで、見積もりも出して、当たったらリフォームしたいという方も多くいるとは思っています。

そういった中で、今後はこちら抽せん式にしていくのかどうか。こちら財源の確保という問題があるかもしれないですけれども、そちらをお聞かせ頂きたいです。

●議長

町長。

●町長

令和2年度の例で申し上げますと、令和2年度に実施可能件数を見直した後、全ての方が当選していましたが、令和4年度、先ほど申し上げた抽せんから外れた12件のうちの、翌年令和5年度で6件の方が当選されてリフォームされている。残りの6件の方がどのような対応をされたかというのは、把握できていませんけれども、単独でされた方もいらっしゃるだろうし、いろいろな方があるかなというふうに思っています。

恐らく議員がおっしゃりたいのは、外れた方を優先するとかいろんな仕組みを考えたかどうかということだと思いますが、これについても議論をする必要があるのかなと思いますが、申し上げたとおり、対象件数を増やすために助成額の見直しをしたとか、その都度その都度の時代の趨勢というものを把握しながら制度を組み上げていきたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長

根岸議員。

●1番

先ほども繰り返し言っていますが、財源の関係で難しい部分もあるとは思いますが、先ほど石川議員の質問の最後のほうで出てきた中、私も3月の定例会でゼロカーボンについて質問させていただきましたけれども、一応当別町もそういったゼロカーボンの先行地域に指定されておりまして、こちら高効率の換気空調設備に対して2分の1の補助が出るということで、こちらエアコンにも使えるのですよね。

なので、個人宅のエアコンに補助金を出すのは今現状難しいとは思いますがけれども、こういった補助金を引っ張ることで個人宅のエアコンに補助を出すこともできると思いますし、また既存住宅の断熱改修に対しても1戸あたり120万出しているというこ

とを伺っております。

こういった中で、直接的な暑さ対策も必要ですけれども、町として将来を見据えた上で、これ以上暑くならない町も考えていかないといけないと思います。

そういった中で、前回質問させていただきましたが、ゼロカーボンに対しての推進で何か進んでいるようなところがございますでしょうか。

●議長

根岸議員、再々質問は終了しておりますので、関連する質問はなしということで願います。

●1番

こちらのほう、こういった補助金も出ていくような状況もありますので、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは大綱2番につきましてですが、こちらふるさと納税ですね。総務省がまとめた2022年度ふるさと納税現況調査によりますと、空知管内では12市町で寄附の受納額が前年度を上回り、24市町の合計では21%増の124億4,644万円となったと報道がありましたが、奈井江町は2022年度の寄附受納額が2021年に比べて35.7%減となり、3,953万円減少したとお聞きしております。

また、10月から返礼品や経費まで含めて5割以下というルールが厳格化される中で、今後奈井江町のふるさと納税についてのお考えをお伺いいたします。

まず1つ目に、2022年度と2023年度、現在までの返礼品ごとの寄附受納額と経費などを差し引いた実質的な寄附額、こちら分かる範囲で構いませんのでお伺いしたいです。

2つ目に関しましては、2022年度の寄附受納額が2021年度に比べて減少した考え得る原因。

3つ目としまして、今後の寄附受納額の見通しや活用方法についてお伺いできたらと思います。

よろしくお伺いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

ふるさと納税についてのご質問であります。

1点目の返礼品ごとの金額と実質的な寄附額についてということですが、

返礼品の数については分類してお答えをさせていただきますが、令和4年度の実績で、お米が849件、5,426万円、食料品が505件、853万円、農産物が389件、263万円、手芸品や加工品が61件で91万円、体験型利用券などが74件で

281万円、返礼品はいりませんという件数が6件で21万円、合計で1,884件、6,935万円となっております。

このうち、ルールを堅持して対象外・対象内の経費を差し引いた実質的な金額約2,500万円となっております。

令和5年度8月末現在の状況では、同じ順番で申し上げますが、お米が250件で1,255万円、食料品が152件で281万円、農産物が207件で178万円、手芸品・加工品が17件で23万円、体験型の利用券などが8件、28万円、返礼品なしが2件、11万円、合計で636件であります。1,776万円となっております。

年度途中のため、正確的な実質的な金額は申し上げられませんが、例年の経費率約65%かかっているんですけれども、これで割り返しますと約620万円を見込んでいくところでもあります。

2点目、なぜ寄附額が減少したのかということだと思いますが、奈井江町の返礼品の主力はお米であります。できるだけ寄附者のニーズに添えるよう、品種のほか無洗米や玄米、特別栽培米、高度クリーン米など細分化した返礼品を用意するとともに、他の返礼品についても商品開発やポータルサイトを少しずつ増やしながらか増額対策に努めてきたところです。

こうした中で、令和2年度に日経トレンディという月刊誌の特集で米のヒット甲子園という企画があり、新砂川産特別栽培米ゆめぴりかが最優秀賞を受賞したことをきっかけにふるさと納税が倍増し、令和2年度に初めて1億円を超えた結果となりました。

しかしながら、その後はその効果も徐々に薄らぎ、年々寄附額が減少している状況になっており、産地ブランドとしてのニーズは一定程度あるものの、その一方で価格を判断基準としている寄附者も多く、なかなかリピーターにつながらない厳しい現実があるのかなというふうに思っています。

これは私の全くの所感ですけれども、まさにコロナだとか物価高騰だとかということで日常生活が困窮する中で、ふるさと納税でトイレットペーパーの需要が増えるだとか、お米がブランド米じゃなくて通常のお米でいいけれども、やはりふるさと納税を活用するという方が増えたとか、そういう諸般の事情も大きく絡まっているものだというふうに感じているところでもあります。

3点目の今後の寄附受納額の見通しや活用方法についてですけれども、寄附額の見通しについては、出来秋の状況や全国的な評価などで大きく左右されることから具体的な金額については申し上げられませんが、令和2年度からの推移を見ますと、大きく上向き転じることはなかなか厳しいというふうに考えています。しかしながら、昨年同時期と比較すると~~144件~~（正：143件）、211万4,000円の増加となっているところでもありますので、昨年度以上になってくれることを期待しているところでもあります。

そして、その活用方法ですが、寄附者による指定事業の選定を基に財源のない事業への充当をしており、主な充当事業はサービスつき高齢者住宅の運営経費でありますとか、にわ山森林自然公園の管理委託料への活用、第2子以降の学校給食費無料化、間口除雪サービス事業の委託料などへの充当を行っているところでもあります。

令和3年度からは、新たに本町の基幹産業である農業施策への活用を明確にして、生産者の一層の励みやさらなる本町農業の振興を図るために農業担い手育成基金への積立てを実施しています。

いずれにいたしましても、農協をはじめとする町内関係事業者と十分な連携を図りながら、ふるさと納税制度が奈井江町の財政運営や産業振興において有効なものとなるよう、新たなポータルサイトの検討も行うとともに、共創ネットワークとも連携し、商品開発また販売方法の支援策等についても検討をしていきたいというふうに考えていますので、ご理解を頂きますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。…どこか間違った。4と言った。

●議長

補足ありますか。町長。

●町長

先ほど、昨年同時期と比べると144件と言ったようですが、143件です。申し訳ございません。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほどの中で、かかる経費が大体65%ということでおっしゃっていたかなと思いますけれども、今回10月からその経費含めた中の返礼品の中で50%以下というルールが厳格化された中で、そういった経費を抑えていくのか、返礼品の額を抑えていくのか、何かそういったような今後の方向性がございましたら質問させてください。

●議長

町長。

●町長

こちらの方向でということではなくて、両方考えていかなければいけないということだと思っています。

例えば、米を返礼品として使う場合のパッキングを共奏ネットワークにお願いをすることでコストを、今農協さんでお願いをしていますけれども、それを少しでもコストが削減できないかとか。あるいは、例えばの話、今1万円で1キロなのを2万円で1キロにせざるを得ないのか、そのようなことも考えざるを得ない。いろいろなことを工夫して、少しでもご寄附頂けるよう考えていきたいというふうに思っています。

●議長
根岸議員。

●1番

ありがとうございます。そうですね。一番なのは返礼品の額を下げないで経費を削減して出せば一番いいのでしょうけれど、そうもいかないと思いますので。

ふるさと納税サイトのふるなびでゆめぴりかで検索したところですけども、おすすめ順だと9ページの162件にやっと奈井江町のお米が出てきたんですよ。お米で検索した結果だと、7万7,000件あるほどのうちの3,000件まで調べたのですけれど出てこなくて私、挫折してしまっただけですが、今後そういった共創ネットワークと連携しながらそういったような対策を打っていただきたいのと、あとは令和2年にそういったヒット大賞を取ったことで、ぐっと上がったとは聞いているのですけれども、やはりそれをリピーターにつなげる仕組みがあればここまで落ちなかったのかなと思いますので、やはり今後も奈井江町に携わっていきたいというような取組を作っていただきたいと思います。

例えばですけども、自分の考えではありますが、奈井江町のにわ山に桜の木、桜祭りで最近大変有名になってきていますけれども、返礼品として桜の苗木を植えさせていただくで、木に名前をつけるとか。そしたら、年々その木の成長を見に奈井江町に来るとかそういったような、例えばその返礼品に使ったものに対してのアフターフォローだったり、それを追跡していくような事柄を入れていけばいいのではないのかなと思いますので、そちらのほうに関して引き続きどういったような内容で考えられているかありましたら意見をお伺いしたいと思います。

●議長
町長。

●町長

貴重な意見ありがとうございます。

一つ一つの事例に基づいて私はここで回答を差し控えさせていただきますが、まさに議員がおっしゃっていただいたような提言、何よりも先ほども一般行政報告で申し上げましたけれども、子どもたちもそういうアイデアを頂いています。それらの意見を頂いて、この議場だけではなくそれをどうやって具現化していくのか。そして、そのためには職員だけじゃなくて、町民の皆さんがどういう形で関わっていただけるのか。そんなことも模索しながらやっていきたいなというふうに思っています。

●議長
根岸議員。

● 1 番

こちら、その返礼品の商品開発の補助だったり、何かしら民間のバックアップ等も考えていていただきたい等もありますけれども、こういった財源があることで先ほどの冷房、エアコン設備、公共施設に導入するとかもできると思いますので、本当に大事な財源になってくると思いますので、こちらのほうぜひ、急務とはなっておりますので、ご検討頂ければと思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

●議長

以上で、根岸議員の一般質問を終わります。

昼食のため、この時計で1時まで休憩とし、休憩終了次第再開をいたします。

(休憩)

(1 1 時 4 8 分)

(4 . 2 番 星 議 員 の 質 問 ・ 答 弁)

(1 2 時 5 9 分)

●議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。2番星議員。

(2 番 登 壇)

● 2 番

2番、星です。私は大綱2点について、今回、町長に質問したいと思います。どちらも高齢化対策の一環としての質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目は、高齢者の加齢性難聴に対する補聴器購入補助制度の創設について伺いたいと思います。

まず質問に入る前に、補聴器購入補助制度の創設を求める署名活動を、今展開しております。9月7日現在、180筆の町民の創設に対する期待の声が寄せられています。その上で質問に入りたいと思います。

少子高齢化社会にあって、奈井江町でも高齢者の社会参加がこれまで以上に活発にならなければなりません。しかし、加齢性難聴による身体機能の低下は、日常生活の会話が困難になり、生活に必要な外出や家族の意思疎通に支障を来すこととなります。社会参加を閉ざす加齢性難聴は、鬱、ひきこもりや認知症を引き起こす要因になると言われています。高齢者にとって、まず会話、いつでも外出ができる体調を維持することが健康寿命を保つために欠かせないものであり、そして、だんだん耳が遠くなったと日常生活に不便を感じたら、障害認定を待つことなく補聴器購入が必要になります。

現在、中・軽度の難聴者には健康保険や法的補助が適用されません。ところが、補聴

器は老眼鏡と比べても大変高額であり、年金生活の下では購入我慢、諦め、この状況にあります。

2021年7月では、全国では35市町村で補聴器購入助成を行っていたのが、2022年12月には全国123市町村に広がり、1年半で3.5倍になっています。ちなみに道内では3市11町1村で、近隣では、赤平市や歌志内市が実施しています。難聴者の日常生活が活気に満ちて健やかに暮らすためにも、その必要な施策として加齢性難聴に対する補聴器購入補助制度の創設が早期に必要なのではないのでしょうか、町としてのお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員からの補聴器購入助成制度の創設についてのご質問であります。加齢性難聴、加齢により耳の中にある音を感じる部位が障害され、感音難聴であり、音の振動を電気に変えて脳に伝える役割を果たす有毛細胞が加齢により劣化したり、壊れてしまうことで音が聞こえにくくなるという症状だそうであります。私自身も突発性難聴から左耳は高音部が聞こえなくなりかけていますので、議員がご指摘の趣旨は十分に理解するつもりであります。言い換えますと、老化に伴い、誰にでも起こり得る可能性のある聴覚機能の低下であるというふうに認識をしています。

高齢者にとって、家族、友人との交流、社会性の維持を図るために聴覚が大きな要素となっているということ、聞こえが悪い方の補聴器の使用が有効な手段であるということについては、まさに議員が今ご指摘のとおりであります。

現在、本町における補聴器購入に対する助成につきましては、両耳の聴力レベル70デシベル以上の方は身体障害者手帳の交付により障害者総合支援法に基づく補装具費として購入費用の助成を行っております。

身体障害者手帳に該当しない70デシベル未満の方への助成制度、補聴器購入補助制度の導入についてでありますけれども、高齢者の生活の質に影響する障害は、聴覚障害だけではなく日常生活動作、視覚障害に関わるものなど数多く存在し、補装具等もそれぞれであります。数ある補装具のメニューの中で、補聴器のみ町独自で横出しの助成をすることについては、総合的な体系的に検討する必要があることから、より慎重な議論が必要であるというふうに考えています。

また、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであるということから、今後、国の助成制度の中で、補装具の対象拡大等について国に働きかけを行うとともに、近隣市町の動向を参考にしながら検討をさせていただきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

星議員。

●2番

ありがとうございます。前向きなお考え、ぜひこの創設に向けて前進していただくことを期待して、2番目の質問に入りたいと思います。

次、高齢者生活福祉センター「ひだまり」における熱中症対策についてお伺いしたいと思います。

高齢者は、様々な原因で、暑い夏場に寒がる方もいます。もちろんこのことは個人差はありますが、暑いと感じる方、そしてさきに述べたように寒いと感じる方。ですから気持ちに配慮しながらの対策は必要だと思えます。

その上で、利用者さんから私が直接聞き取った話を紹介しますと、夏場になると西日が差して部屋が暑いと言っていました。もちろん窓も全開で開けっ放しで扇風機も使っていましたが、それでも暑いと言っていました。「ひだまり」の部屋の構造は、ほとんどは西側に窓が面しております。熱中症に罹患しやすい要素として考えられる、暑い部屋で寒いと感じる方が、部屋を締め切って、その上で体温調節の難しい服を着込んでいる状態が考えられます。

地球温暖化の影響が著しく、全世界規模で気候変動が起こっている中、年々夏場は命の危険を伴う大変厳しい暑さが続いており、今年の夏場も熱中症警戒アラートの発令も多く出されております。そして、その中の文言で、「小まめな水分補給、そしてエアコンを適切に使用しましょう」とあります。「ひだまり」は昼間常駐されているスタッフさんも、小まめに見守りや声かけもされていると思えますが、室内で発症される熱中症は、昼夜問わず予想以上に恐ろしいものです。高齢者生活福祉センター「ひだまり」の現在の熱中症対策をお聞かせください。

そして、適切な冷房設備としてクーラーの設置はされていない状態ならば、ぜひ利用者さんの命を守る観点からも、クーラー設置を来年夏に向けて進めるべきではないでしょうか。管理されている奈井江町のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

まずご質問の中にありました「奈井江町において熱中症による死亡」という言葉がありましたけれども、私どもとしては、そういう事例を情報としてはっきりと受けておりませんので、そのことについては改めて、どこで確認できるかどうか分かりませんが、私どもは、そのような報告は今のところ受けていないということでありませう。

高齢者生活福祉センターにおける熱中症対策ということで、現在、高齢者生活福祉セ

ンターでは、単身者11名、夫婦部屋に4名の方が生活をされています。連日の猛暑により、入居者の健康状況の把握が重要となりますけれども、毎日日中、生活援助員が常駐をしており、生活援助員において毎朝の健康状態の確認を注意深く行い、17時以降、夕方5時以降、夜間にかけては、体調不良の際にコールで相談ができるというような体制をとっております。

これまで暑さを理由に体調を崩したという方はおられず、窓などを開けることで換気をして暑さをしのいだり、気温の上がる日中の外出に注意を呼びかけたり、生活援助員が扇風機の利用を促し、また、水分やミネラルなどの細めな摂取を勧めながら、体調管理に留意して熱中症予防への対応を行ってきたところであります。

今年の猛暑が次年度以降も続くことが見込まれることから、引き続き熱中症対策が重要であると、このことについては、先ほど来申し上げているとおりであります。その一つとしてエアコンの設置が考えられますが、設置場所の検討や入居者の意向、設置した場合の入居費用、管理費への反映をどうするか、この施設はあくまでも高齢者の生活の場でありますので、医療施設等とは、また違うということもご理解いただいた上で、今申し上げたような課題をどう整理するのかが問われるところであります。公共施設等全般にわたるエアコン設置の検討や財源の確保などについても課題として残ります。これらの課題を整理しながら、計画的な設置について検討していることが必要と考えていますのでご理解を賜りたいと思います。

●議長

星議員。

●2番

どうもありがとうございます。大変ご高齢になると、そういう暑さ寒さを感じる方が大変難しくなってくる、そういう体調の方も、個人差がありますので、ぜひとも老人施設、高齢者施設にもクーラーの設置を前向きにお願いしたいということで、今回質問を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

●議長

以上で、星議員の一般質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

日程第7 報告第1号の上程・説明・質疑

(13時13分)

●議長

日程第7、報告第1号「補助団体監査結果報告について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会出席お疲れさまでございます。

議案書の1ページをお開きください。

報告第1号「補助団体監査結果報告について」

地方自治法の規定より、令和4年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について監査委員より報告があったのでこれを公表する。

令和5年9月7日提出、奈井江町長。

本件に関しまして、詳細については別冊で配付をしてございますので、後ほどご参照いただきたいと思います存じますが、令和4年度に財政援助を行いました55事業のうち、奨学補助金等を除く36の事業について監査が行われ、各事業とも町の補助を確実に収納し、目的に従った執行がなされているとの報告があったところであります。

以上、補助団体監査結果報告についてご報告いたしました。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みといたします。

日程第8 報告第2号の上程・説明・質疑

(13時14分)

●議長

日程第8、報告第2号「令和5年度に公表する健全化判断比率について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書2ページをお開きください。

報告第2号「令和5年度に公表する健全化判断比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度に公表する健全

化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和5年9月7日提出、奈井江町長。

令和5年度に公表いたします健全化判断比率については、令和4年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字は生じていないことから該当なしであります。

また、公債費の負担を示す実質公債費比率については9.4%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については29.3%であり、いずれの比率につきましても長期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率についてご報告いたしました。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みといたします。

日程第9 報告第3号の上程・説明・質疑

(13時16分)

●議長

日程第9、報告第3号「令和5年度に公表する資金不足比率について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書3ページをお開きください。

報告第3号「令和5年度に公表する資金不足比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度に公表する資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

令和5年9月7日提出、奈井江町長。

令和5年度に公表いたします資金不足比率については、令和4年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、下水道事業会計では資金不足は生じておりま

せん。病院事業会計では、資金不足比率12.5%となりましたが、早期健全化基準20%を下回っております。

以上、資金不足比率について報告いたしました。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項でございますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みといたします。

日程第10 報告第4号の上程・説明・質疑

(13時18分)

●議長

日程第10、報告第4号「令和5年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書4ページをお開きください。

報告第4号「令和5年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、次のとおり報告する。

令和5年9月7日提出、奈井江町長。

本件については、別冊資料のとおり、教育委員会からの報告に基づき、提出をしております。

内容につきまして、教育委員会事務局長より説明いたしますのでご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長

教育委員会参事。

●教育委員会参事

第3回定例会ご出席、お疲れさまでございます。

別冊でお配りしております令和5年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書につきまして、ご報告をさせていただきます。

2ページをご覧くださいと思います。本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果を報告するものであり、7月7日に開催いたしました外部評価会議において意見を頂き、本報告書にまとめたものであります。

点検及び評価の対象項目につきましては、令和4年度教育行政執行方針に示しました施策8項目に基づき実施した事務事業からなっております。

3ページ目をお開きください。1つ目の学校教育を充実しますでは、ICT教育の推進や家庭学習の定着、子どもたちの生活習慣や家庭学習に対する保護者への啓発活動、小中学校における教育環境など、4ページにわたり記載しました4つの事業に対し、自己評価を行い、外部評価委員からの意見を5ページ上段に記載をしております。

各委員からは、タブレットやパソコンの使用モラルに関し、生徒自身がルールを考えている事例がある。子どもたちの主体的な取組が成長につながるため、このような取組が行われることを期待するとのご意見をはじめ、算数検定は子どもと一緒に受けることで家庭の中で会話が生まれ、コミュニケーションを深めるきっかけになるというご意見を頂いております。

6ページをご覧ください。2つ目の豊かな心と健やかな体の育成を推進しますでは、ふるさと学習の推進や心と体の豊かな成長を支援する取組に対し、友好都市との交流や町の基幹産業を学ぶことは、子どもたちにとって、とても重要な機会であり、今後も継続してほしいというご意見のほか、いじめの実態が見えてきたときには、既に根が深く、解決しづらいこともある。昨年は特にこういう問題がなかったようだが、いじめを発見した場合には、今後もしっかりと対応してほしいというご意見を頂いております。

3つ目の快適な学習環境の整備を推進しますでは、コミュニティスクールの設置に対し、委員の規模や選出団体について、運営や活動など全体を見通しながら協議できる適切な構成となっているとのご意見を頂いております。

7ページをお開きください。4つ目の多様な教育機会の支援を推進しますでは、幼少中高の連携事業や就学援助、奈井江商業高校の活動支援に対し、幼少中高が連携事業をし、協力し合いながら取り組むことで子どもたちの生活や学校運営の継続的な活動につながるため、引き続き連携事業を進めてほしいというご意見のほか、経済的負担が困難な家庭に対する就学援助の継続、また、奈井江商業高校の支援では、存続が、今大変厳しい状況にあるが、諦めることなく学校の魅力づくりや活性化に取り組み、卒業後に地域で活躍できる人へと成長するよう支援してほしいとのご意見を頂いております。

8ページをご覧ください。5つ目の子どもの健全な育成を推進しますでは、小学生の芸術鑑賞や中学生の音楽鑑賞事業、子どもの権利の活動推進に対し、今後もアイデアを出しながら、子どもが芸術文化に触れ、日本の文化を知ることや感動する体験を継続し

てほしいというご意見のほか、町長と語る会を通じ、守られていること、認められていることを感じ、成長していくよう活動を継続してほしいとのご意見を頂いております。

10ページをお開きください。6つ目の生涯学習活動を推進しますでは、公民館講座をはじめ、町民の創作活動や読書活動の推進に対し、新たに実施した親子で参加する講座は、保護者にも好評と聞いている。今後も音楽を通じた教育を継続してほしいというご意見をはじめ、公民館講座や町民ギャラリーなど町民の興味関心を広げていく活動を高く評価する。参加人数に一喜一憂せず、今後も進めてほしい。

また、読書活動では、乳幼児の頃から本に触れ、紙のよさを感じながら文字に慣れていくことが大切であり、蔵書事業を今後も継続してほしい。中学生の読書活動も大いに推進してほしいとのご意見を頂いております。

11ページをお開きください。7つ目の楽しく参加できる障害スポーツを推進しますでは、障害スポーツ活動の推進に対し、体育館の長期休館の際に利用団体と十分な協議がなされ、公民館や学校の体育館といった代替利用がスムーズに進み、町民の体育活動が止まることなく継続されたことを評価する。改修後の体育館が、より多くの町民から利用されることを期待するとのご意見を頂いております。

8つ目の個性豊かな芸術文化を推進しますでは、文化ホール自主事業に対し、今後も町民が生演奏を聴く活動を継続してほしいという意見のほか、コンチェルトホールの高いクオリティを将来にわたり維持しながら、自主事業の企画検討を行い、町内外の多くの方が来館し、ホールの価値を知るよう活動を進めてほしいとのご意見を頂いたところであります。

以上が、令和5年度教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告であります。各項目における外部評価委員から頂いた意見を受け止め、今後、事業内容の充実、改善に役立てながら教育行政を推進してまいりたいと考えております。

以上、報告書の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みといたします。

日程第11 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時26分)

●議長

日程第11、議案第1号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書5ページをお開きください。議案第1号「令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ2,307万円を追加し、予算の総額を、それぞれ67億9,536万1,000円としております。

第2表では、8ページ第2表地方債補正に記載のとおり、役場庁舎複合施設整備事業で110万円を追加し、5億1,040万円、役場庁舎整備事業で200万円を追加し、9億280万円、高島地区用排水施設等整備事業で20万円を追加し、200万円としております。

第3条では、8ページ第3表債務負担行為に記載のとおり、役場庁舎等整備事業の外構工事における令和6年4月以降の実施に係る債務負担行為9,177万3,000円を追加を行っております。

令和5年9月7日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、13ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、行政情報システムに要する経費で、本年10月1日から導入されるインボイス制度における公共施設等の使用に係る的確請求書の発行を行うために施設予約システム改修の負担金33万円を追加計上、4目の財産管理費、車両に要する経費では、公用車エアコン修繕料28万9,000円を追加計上、庁舎整備等に要する経費では、新庁舎建設建築主体工事で9,515万円を追加計上、新庁舎外構工事で9,177万3,000円を減額計上し、差引き337万7,000円を追加計上しております。

新庁舎建設建築主体工事の追加については、定例会資料1ページ、資料1に掲載をしてございますが、施工内容の変更として、大雪の影響に伴う防雪のための上屋の設置費用のほか、屋上屋根工事に用いる勾配をつける断熱材の入手が、資材不足により困難となる中、資材の変更を行い、使用する木材の量が増加したことによるものであります。

加えて、工事関係資材の高騰を踏まえた物価スライド条項の規定に基づく追加費用により、合わせて9,515万円を追加計上したものであります。

また、新庁舎外構工事では、令和6年の夏季施工分9,177万3,000円を債務負担行為に合わせて令和5年度予算を減額計上したものであります。

13ページ下段10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で48万円を追加計上しております。

14ページ3款1項1目の社会福祉総務費から、16ページ2項4目の認定こども園費にわたりますが、障害者支援に要する経費で1,082万7,000円、学童保育事業に要する経費で5万5,000円、障害児通所支援に要する経費で82万7,000円、15ページ、子育て支援事業に要する経費で4万円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費で55万4,000円、子育て支援センターに要する経費で1,000円、16ページ、認定こども園の管理運営に要する経費で1万6,000円、それぞれ令和4年度分の精算による国道交付金等の償還金を追加計上しております。

また、15ページ中段2項2目の児童措置費では低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費で、給付金支給対象者抽出条件を修正するためのシステム改修費として負担金4万4,000円を追加計上しております。

16ページ4款1項1目の保健衛生総務費では公衆浴場に要する経費で、松の湯経営者より経営の継続に向けた支援の要請があり、その対応を双方で協議した結果、規定の運営費補助の見直しを行い、人件費及び燃料費に係る補助率を対象経費の3分の2から全額に変更、さらには水道料金、燃料費の補助金支払いの方法について、従来、年度終了後の精算としていたものを当該年度中に支払う方法に変更したことにより、令和5年度の補助金として295万3,000円を追加計上しております。

16ページの下段から17ページにわたる6款1項5目の農地費では道営農村地域防災減災事業に要する経費で、事業費の見直しに伴い、高島排水機場の実施設計に係る負担金16万円を追加計上しております。

7款1項4目の地域交流センター費では、消防設備点検に基づく火災放置器等の修繕料49万5,000円を追加計上、8款5項1目の住宅管理費では、公営住宅退居後の内部修繕のほか、換気口等設備修繕の増加分として、修繕料177万3,000円を追加計上しております。

下段から18ページにわたる10款5項3目の公民管費では、消防設備点検に基づく火災報知器等の修繕料20万円を追加計上、5目の文化ホール費においても同様に、火災報知器等の修繕料15万6,000円を追加計上、6項2目の体育施設費では体育館重油タンク液面支持計の修繕料49万3,000円を追加計上しております。

次に歳入についてご説明いたしますので11ページをお開きください。

10款地方特例交付金では、金額の確定により20万9,000円を減額計上、11款地方交付税では、普通交付税の確定により、4,123万7,000円を減額計上しております。

減額となった主な要因につきましては、算定の基礎となる基準財政需要額において、国による各種補正係数等の見直し及び基準財政収入額における法人税等の収入額が町の積算額を上回ったことによるものであります。

18款寄附金では、大西眞起子様、小谷辰巳様、多田清一様、中空知地区自動車販売店会様からのご寄附により、48万円を追加計上しております。

12ページをお開きください。19款1項4目の役場庁舎整備基金繰入金では、事業費の追加により27万7,000円を追加計上、22款1項1目の過疎債では、役場庁

舎複合施設整備事業費の変更に伴い、110万円の追加、高島地区用排水施設等整備事業の対象地方債の見直しで200万円の追加を行い、合計で310万円の追加計上、2目公共施設等適正管理推進事業債では、役場庁舎整備事業費の変更に伴い、200万円を追加計上、4目緊急防災減災事業債では、高島地区用排水施設等整備事業の対象地方債の見直しによる皆減であります。

5目臨時財政対策債では、金額の確定により444万7,000円を減額計上しております。

以上における歳入歳出の差6,490万6,000円については、財政調整基金繰入金を追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。8番大関議員。

●8番

ただいま補正予算の中で、公衆浴場に対する補助金のことについて詳細な説明がありましたので理解するところでありますが、町長にお伺いしたいと思います。今回の補助率の拡充につきましては、施策の変更というより政治的な判断のほうが強いかなという認識であります。町長に今現在の考え方をお伺いします。

●町長

政治的な判断という大関議員の解釈でありますけれども、というよりも、まずは今現在、松の湯さんが、本当に高齢ではありますけれども頑張ってお願いをいただいているということに対しては、本当に感謝を申し上げたいというふうに思っていますが、これは本当に私の財産ということなので、基本的には、そこになかなか介入できないのですけれども、やはり少しでも長く住民のニーズに応えていただく、そのために町ができることとして何かあるのかということでありまして、今まで進めてきた施策を拡充するということが可能な限り応援をしたいという思いであります。

町としては6月の議会でも、奈井江町として、私どもの基本的な考え方を答弁、議会でさせていただいておりますけれども、令和2年度に行ったアンケート等々を基に、これからも少しでも持ち家の方にはぜひ自宅のお風呂を活用していただきたいし、公営住宅等については、もともとが自分で設置する、あるいは、そういうことが困難な方については、これはもうかねてから進めていることですし、再三、答弁でも申し上げていますが、風呂がついている新しい住宅のほうに転居をしていただくようなことも相談させていただいております。

いずれにしても、基本的には頑張っていただけ限りは何らかの形で応援をするということが必要なのかなという思いで、今回予算を計上させていただきました。ぜひご賛

同いただきますようお願いいたします。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。3番篠田議員。

●3番

歳出の13ページになりますけれども、庁舎の整備に要する経費、建築主体工事、それと外構工事の予算額の内訳については理解します。庁舎のほう、建物が、大分外構ができ上がってきて、RC等、木造が使われるような形で、今だんだんと建ち上がっているところですが、建築資材のほう、協議に基づく施工内容の変更ということで、施工業者さん等とも協議をしながら、こういう形で今収まっていくのかなと思いますけれども、少し確認をさせていただきたいのですが、議場の上になります木の部分の屋根の部分ですね。そちらの部分の若干の変更もあるのかなとは思いますが、屋根の雪、その木の部分の屋根の雪を冬場、冬期間ですね、雪降ろしなどはしなくて大丈夫なのかどうか、その辺の確認だけ現段階で分かる内容で、特別委員会ときに、何も問題はないという回答をいただいておりますけれども、今回の変更に伴って、それらの部分も大丈夫なのかどうかを、確認させていただきたいと思います。

●建設環境課長

定例会の出席、お疲れさまです。ただいまの篠田議員の質問に対してお答えしたいと思います。

以前の庁舎の建設に係る特別委員会でもお話ししているとおり、構造的に問題ないように造っておりますので、今回、構造部分をいじるのではなく、雪の荷重に対して問題ないとお答えしているところでございます。

今回の変更において、いわゆる収め方を変えるのであって、形、外から見た形、形態は変わらないので、落雪の問題であるとか荷重の問題、その辺りについては変更しても問題ないということでございます。

●議長

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

(なし)

●議長

ほか質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案一括上程

(13時42分)

●議長

日程第12

認定第1号「令和4年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和4年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明は大綱説明といたします。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

各会計決算の概要について、一括してご説明を申し上げます。

議案書の23ページ、認定第1号令和4年度一般会計決算の概要について、説明につきましては、奈井江町一般会計等決算資料により行います。資料2ページをお開きください。

令和4年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額58億1,170万2,000円、歳出総額56億6,460万8,000円、実質収支額は1億4,709万4,000円です。歳入につきましては、前年度比3億6,793万2,000円、6.8%の増となっております。歳出につきましては、前年度比3億6,657万8,000円、6.9%の増であります。

次に、議案書24ページ、認定第2号令和4年度国民健康保険事業会計決算の概要について、同じく資料の2ページにより説明いたします。

令和4年度の決算額は、歳入総額1億9,537万4,000円、歳出総額1億8,944万円、実質収支額593万4,000円となっております。歳入につきましては、前年度比2,711万3,000円、12.2%の減、歳出につきましては、前年度比2,595万7,000円、12.1%の減となっております。

次に、議案書25ページ、認定第3号令和4年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について、資料2ページによりご説明いたします。

令和4年度の決算額は、歳入総額1億227万4,000円、歳出総額1億219万円、実質収支額8万4,000円となっております。歳入につきましては、前年度比299万6,000円、2.8%の減、歳出総額につきましては、前年度比298万4,000円、2.8%の減となっております。

次に、議案書26ページ、認定第4号令和4年度下水道事業会計決算の概要について、資料2ページによりご説明いたします。

令和4年度の決算額は、令和5年4月からの公営企業会計以降に伴う打ち切り決算により、歳入総額3億6,928万8,000円、歳出総額3億7,222万2,000円、実質収支額293万4,000円の赤字となっております。歳入につきましては、前年度比2,722万6,000円、6.9%の減、歳出につきましては、前年度比1,919万2,000円、4.9%の減であります。

続きまして、議案書27ページ、認定第5号令和4年度国民健康保険病院事業会計決算の概要について、資料2ページにより説明いたします。

収益的収支では、収入8億2,511万8,000円、支出7億9,409万9,000円となり、当年度純利益は3,101万9,000円となっております。資本的収支では、収入7,885万8,000円、支出1億1,876万8,000円となり、3,991万円の財源不足は、一時借入金で補填いたしました。

なお、令和4年度につきましては、単年度実質収支では340万1,000円の黒字、4年度末の繰越実質収支では、5,902万4,000円の赤字となっております。

以上、令和4年度の5会計での決算概要について、一括してご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

●議長

以上で、認定第1号から認定第5号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。ここで、監査委員に審査の結果報告を求めます。山口代表監査委員。

●代表監査委員

議長の許可を頂きましたので、令和4年度の審査結果をご報告いたします。

初めに、一般会計・特別会計であります。意見書1ページから2ページの1、審査年月日及び場所、2、審査の対象、3、審査の着眼点、4、審査の方法及び範囲について

は、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

審査に付された令和4年度各会計の歳入及び歳出は、関係諸帳簿等と照合したところ、計数等に誤りがなく、予算の執行及び事務処理、財産管理は適正であり、妥当であると認めたところです。

各会計の決算の状況については、記載のとおりですので省略いたします。

審査の意見についてであります。一般会計においては、町税及び使用料等について、債権管理条例に基づき適正に処理され、引き続き歳入確保に向け、一層の努力を望むものであります。

歳出においては、適正な財政計画の下に予算編成がされ、執行において効率性を考慮したと認められますが、一部の執行において多額な不用額が発生していることから、今後においては適切な予算精査と執行につながるよう努めていただきたいとあります。

次に、特別会計において、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療特別会計では、事業の健全な運営を確保するためにも、一層、収納率向上に努めていただきたいとあります。

下水道会計では、今後も効率的な事業の実施による歳出の抑制を図るとともに、使用料について新たな滞納者を増やさぬよう、収納率の向上に努めていただきたいと考えます。

続きまして、公営企業会計であります。意見書1ページの1、審査年月日及び場所、2、審査の対象、3、審査の着眼点、4、審査の方法及び範囲については記載のとおりでございますので省略させていただきます。

審査に付された令和4年度の町立国民健康保健病院事業会計は、関係諸帳簿等と照合したところ、計数等に誤りがなく、予算の執行及び事務処理、財産管理は適正であり、妥当であると認めたところであります。

決算の状況については、別紙のとおりですので省略いたします。

審査の意見であります。地域医療を取り巻く環境は大変厳しい中、総体的に経営努力がうかがえます。今後も、地域医療構想による地域の医療動向に沿った運営に取り組むとともに、新たなガイドラインに基づく経営強化プランを策定し、持続可能な病院経営の確立と安心な医療の提供に努めていただきたいと考えます。

以上で、令和4年度決算審査報告とさせていただきます。

●議長

これより、5議案に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。8番大関議員。

●8番

ただいま、今ほど令和4年度決算が示されました。今回の決算について、大綱3点、

町長に質問をいたします。

1点目は、奈井江版生涯活躍のまちでは、様々な事業をスタートさせた年でもありません。この事業は、いろいろな場面で町民に協力いただくことが重要だと思いますが、町民の意識改革をどのように進めるか、町長の見解を伺います。

2点目は、町長が公約で掲げている健全な財政運営に心がけてきたことと思います。令和4年度一般会計の実質単年度収支が1億5,786万5,000円と、令和3年に引き続き黒字となりました。主な要因、取組について伺います。

3点目は、町立国保病院についてです。人口減少や新型コロナウイルス感染症による受診控えなどにより収益が低下しておりますが、単年度実質収支では340万1,000円の黒字、繰越実質収支では5,902万4,000円の赤字、財政健全化法による資金不足比率は12.5%となっております。現在のこの状況をどう見るか、町長の所感を伺います。

●議長

町長。

●町長

大関議員からの大綱3点についてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の、奈井江版生涯活躍のまちを進める上で、町民の意識改革はどうかということであります。奈井江版生涯活躍のまちの事業は、人口減少が進む中、新たな視点を持って、今、奈井江町が抱える様々な課題に対応するため、町民の皆さんと共に考え、参加いただきながら取り組む事業であります。

全国的に注目されているしごとコンビニ事業や、空き家・空き店舗の利活用事業、まち中音楽事業など、地域における人材不足への対応、町の資源を活用した取組など、町内、町外を問わず、多くの人を巻き込んだ新しい挑戦を、共奏ネットワークを中心に取り組んでいるところであります。

そのため、各プロジェクトの推進に当たっては、参加する皆さんが楽しみながら、あるいは、やりがいを感じることができるよう取組が必要と考え、多様なコミュニティツールを作りながら、事業の検討・実施に努めているところであります。

また、併せて役場内部においても、関係課が一体となって事業の横断的な推進を図るとともに、事業に関わる町職員や共奏ネット職員がコーディネーター役として町民と協力・連携しながら、時には、まちづくりの貴重な担い手として行動することも、町民から期待されているものと感じております。

まずは、我々町職員が楽しんで、たくさんの人との関わりを持ちながら事業を進めていくことが重要と考えておりますが、小さな関わりの輪を少しずつ大きくしていき、より多くの方に楽しさや生きがいを感じてもらえるよう、一步ずつ着実に進めていき、今後も町民の皆さんに理解をいただくようPRをしてまいりたいと考えております。

2点目の、令和4年度一般会計決算の実質単年度収支が、昨年度に引き続き黒字とな

ったその要因についてということではありますが、昨年度に引き続き黒字となった要因は、歳入面では、1つに普通交付税が臨時経済対策費として追加交付されたことなどから約4,700万増額となりました。2つ目には、町税で法人税が大きく伸びた中で、徴収率の維持にも努めたことがあると思っております。

また、歳出の面では、大雪による除排雪経費が増額しましたがけれども、退職手当組合への納付金の特例規定の適用を受けて約7,300万円の支出減となったこと、コロナ禍における事業の見直しや各種事業経費の削減が行われたことなどが主な要因となっていると思っております。これらの要因から、財政調整基金の年度末残高が約6億6,000万円まで回復した結果となっております。

社会情勢が目まぐるしく変動する中で、町財政において、今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、引き続き財政健全化に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に3点目、町立国保病院についてであります。町立国保病院は、患者数の減少等による収益の低下により、令和元年度以降、繰越実質収支が赤字という財政健全化法による資金不足の状況が続いており、令和4年度決算の資金不足比率は12.5%となっております。病院事業会計の経営改善を進めるため、令和2年度に行った在り方検討委員会による答申のほか、総務省の経営アドバイザー事業による提言により、様々な経営改善への取組を進めてきており、業務の効率化や費用の削減など一定の成果が見られていると考えています。

実際に、不採算地区に関する一般会計の繰入金を除いた単年度実質収支では、取組開始前の令和元年度と比較して、令和4年度決算で約6,000万円改善している結果となっております。しかし、この期間、人口の減少、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えによる患者数・診療収益の減少が、想像を超えて進行したことにより、また、それに加えて、円安や社会情勢不安による材料費・公熱水費の高騰など、経営を圧迫する要因も同時に発生したことから、資金不足比率の改善など具体的な経営改善結果を実感する状況にまでは、まだ至っておりません。

令和5年度に入り、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、対前年度の外来患者数の減少率が昨年までより鈍化していること、また、入院患者数についても高い水準で推移しているなど、若干明るい兆しも見えていることから、引き続き、医師やスタッフが経営改善意識を持って取り組んでいけるよう進めてまいりたいと考えています。

令和5年度には、新たなガイドラインに基づく経営強化プランの策定も行うことから、一般会計負担の在り方を含め、病院経営の将来見通しを十分に議論し、計画期間中の資金不足解消に向けて取組を進めてまいりたいと考えています。

以上、大関議員からの大綱3点にわたるご答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●議長

よろしいですか。8番大関議員。

● 8 番

大変ありがとうございました。詳しくは、決算審査特別委員会で伺いたいと思いますので、私からの大綱質問は以上で終わります。

●議長

ほかに質疑ございませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。大綱質疑を終わります。

決算特別委員会の設置

●議長

お諮りします。認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。認定第1号から認定第5号については、議長、議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、また、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま付託をされました認定第1号から認定第5号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月13日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。認定第1号から認定第5号につきましては、9月13日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会の正副委員長互選)

(14時01分)

(特別委員会の互選結果報告)

(14時04分)

●議長

会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長より報告をさせます。事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には大関議員、副委員長には石川議員、以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。決算審査特別委員会の委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することに決定をいたしました。

日程第13 請願第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時05分)

●議長

日程第13、請願第1号「公衆浴場存続を求める請願書の採択を求める請願について」を議題といたします。

請願書の写しをお手元に配付しておりますので、表題のみ事務局長に朗読をさせます。事務局長。

●事務局長

請願第1号「公衆浴場存続を求める請願書」、請願人、公衆浴場存続を求める住民一同、小谷博之氏、千葉博氏、矢萩定子氏、加藤和子氏より別紙のとおり請願書の提出があったのでこれを付議する。

令和5年9月7日提出、奈井江町議会議長。紹介議員、篠田茂美、別紙。

以上でございます。

●議長

紹介議員の補足説明があれば発言を許します。3番篠田議員。

●3番

公衆浴場存続を求める請願書の補足説明をさせていただきたいと思います。

町内に数件あった公衆浴場も、今は松の湯さん1件であります。経営者は97歳で、後継者を探されましたが事業継承が困難となり、これまで町の補助金や皆さんの温かいご支援を受け、営業してまいりました。

しかし、ご夫婦のどちらかが体調を崩されますと、いつ閉鎖になるか分からない状況であります。このことは、町のほうにも数年前から相談をしていたようですが、辞めないでくれと泣いて訴えるお客さんもいたため、皆さんに一日でも長く入浴いただけるよう、今も努力をされております。

2019年に温泉が休館し、現在も閉鎖中で、お風呂のない方、自宅にお風呂があっても、独居や体に不安を抱えているなどで使用できない方がおられ、そんな中で、公衆浴場は、住民の保健衛生や健康増進、住民相互の交流促進、住民の福祉向上、住民の憩いの場などに欠かせない役割を持つ施設であります。住民の高齢化も進む中で心配される風呂難民となる方が出ないように、署名593筆の皆さんの思いを添え、早急に対策を講じていただきたく願います。各議員のご理解とご賛同をお願いいたします。

●議長

お諮りいたします。請願第1号は、奈井江町議会会議規則90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。請願第1号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま、まちづくり常任委員会に付託をいたしました請願第1号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、9月13日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。請願第1号につきましては、9月13日までに審査が終わるよ

う期限をつけることに決定をいたしました。

散会

●議長

お諮りします。9月8日から9月13日までの6日間は、委員会開催及び議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。委員会開催及び議案調査のため、9月8日から9月13日までの6日間は休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

なお、14日は午前10時より会議を再開いたします。皆さん大変ご苦労さまでした。

(14時10分)

令和5年第3回奈井江町議会定例会

令和5年9月14日（木曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 認定第 1号 令和4年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和4年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 2号 奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 3号 字の名称及び区域の変更について
- 第 5 議案第 4号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 6 議案第 5号 工事請負契約の議決事項の変更について【奈井江町新庁舎建設建築主体工事】
- 第 7 議案第 6号 工事請負契約について【奈井江町新庁舎外構工事（その1）】
- 第 8 議案第 7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 請願第 1号 公衆浴場存続を求める請願書
- 第11 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
- 第12 意見案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 第13 意見案第3号 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書
- 第14 会議案第1号 議員の派遣承認について
- 第15 決議案第1号 「風呂難民」対策を求める決議
- 第16 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第17 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第18 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津 子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	辻 脇 泰 弘
教 育 委 員 会 参 事	松 本 正 志
産 業 観 光 参 事	石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事	杉 野 和 博
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	横 山 誠
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
総 務 課 課 長 補 佐	田 中 恵
産 業 観 光 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会最終日の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入り口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、2 番、星議員、3 番、篠田議員を指名いたします。

議案審議の前に、星議員より 7 日の本会議一般質問における発言の取消をしたい旨、申出がありましたので発言を許可します。2 番星議員。

●2 番

おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、私の 9 月 7 日の本会議における発言の取消について、ご了承いただきたく、説明をさせていただきますと思います。

私、9 月 7 日、高齢者福祉センターにおける熱中症対策の質問の中で、「つい先日も奈井江町で痛ましい熱中症による死亡があったと聞いております」との発言をいたしました。検証や事実確認をしないままでの発言であり、不適切な発言でありましたことを深く反省しております。皆様におわびを申し上げるとともに、この発言について取消をさせていただきたく、許可をいただきますようよろしくお願いいたします。

●議長

ただいま、星議員より、会議規則第 62 条の規定に基づき、9 月 7 日の本会議、一般質問における、「つい先日も奈井江町で痛ましい熱中症による死亡があったと聞いております」との発言について取消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。この発言の取消につきまして、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

星議員からの発言取消の申出を許可することに決定をいたしました。

日程第2 5議案一括上程

(10時01分)

●議長

日程第2

認定第1号「令和4年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「令和4年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、5議案を一括議題といたします。

5議案につきましては、決算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読をさせます。事務局長。

●事務局長

特別委員会審査報告書。

決算審査特別委員長より、下記のとおり決算審査特別委員会審査報告書の提出があったので、これを付議する。

令和5年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、決算審査特別委員会、議件名、認定第1号「令和4年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和4年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和4年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」。

(1) 審査の経過、委員会開催日、9月8日、11日。

(2) 審査の期間、本定例会会期内。

(3) 審査の結果、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号を認定することに決定した。細部口頭報告。

以上でございます。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告につきまして、発言を許します。
決算審査特別委員会委員長、8番大関議員。

(決算審査特別委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。それでは、私から決算審査特別委員会の報告をいたします。

令和4年度に関する決算審査特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

令和5年9月7日の第3回定例会において付託されました、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の審査を行うため、9月8日、11日の両日、役場議場において提出された決算書並びに関係資料と各担当課の説明を求めながら慎重に審査を実施したところであります。

最初に審査の結論を申し上げますと、認定第1号「一般会計」、認定第2号「国民健康保険事業会計」、認定第3号「後期高齢者医療特別会計」、認定第4号「下水道事業会計」、認定第5号「病院事業会計」の決算について、全て全会一をもって認定されました。

併せて、監査委員の決算審査意見書についても適切であるとし、承認することに決定しました。

依然として、地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況の中、令和4年度は第6期まちづくり計画、後期実施計画の3年目の年でありましたが、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた重点施策とともに着実に実施し、計画的かつ効率的な財政運営の結果、病院事業会計を除く4会計は実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質交際費比率、将来負担比率においても財政を堅持されていること、さらに財政調整基金が増加したことなどを評価するものであります。

病院事業会計については、単年度実質収支について黒字となったことは、収益改善について評価するところであります。一方で、事業規模となる医業収益が減少したことにより、改善に至らなかったため、さらなる経営改善に期待するものであります。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。
最初に、一般会計の歳入についてであります。

町政運営の主たる自主財源である町税をはじめ、各使用料、そして他会計ではありませんが国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収においても、職員の日々の努力を評価するものであります。引き続き、個々の体能状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力を願いたい。

また、寄附金については、地方交付税の増加が見込めない中、町の大変貴重な自主財

源であるので、今後もふるさと応援寄附金の返礼品や「奈井江町」が目にとまるようなPR方法など、一層の創意工夫を願いたい。

次に、一般会計歳出についてであります。

定住対策では、住宅取得助成や賃貸住宅の家賃助成など、積極的な施策の充実により成果が表れ、子育て世代を中心に本町へ転入いただいていることは、大変喜ばしいことであります。

まちづくりの重要な施策の一つでありますので、今後も評価・検証を行うとともに、移住された方の声も参考とし、よりよいまちづくりに反映されることを期待します。

次に、認定こども園についてであります。

認定こども園はぐくみでは、個々に対応したきめ細やかな教育・保育を実施し、社会性や生活習慣の自立を育てていることは、大いに評価するところであります。現段階では待機児童はない状況ではありますが、子育て世代の定住を促進するためにも希望者が入所できるよう引き続き最大限の努力を願いたい。

また、登園・降園児の記録・午睡時の安全確認などに活用できるようICT化にも取り組んだことを大いに評価するものであります。保育士の勤務環境が改善され、保育の質の向上につながることを期待します。

次に、鳥獣対策では、近年、鹿、アライグマを中心とする有害鳥獣により山間部のみならず、広範囲にわたり被害が拡大しています。北海道や近隣市町と連携し、町民の理解を求め、生産者とともに対策をさらに強化していただきたい。

次に、生涯活躍のまちについてであります。

様々な事業が展開され、町民の期待も大きいことと思います。交付金で体育館にトレーニング機器が更新され、地域おこし協力隊によるコンディショニングセッションの実施など、評価するものであります。

多世代のニーズに合わせた健康づくり事業を充実させ、多くの町民が健康的に生涯活躍できる町となるよう、参加を促進するよう工夫を願いたい。

次に、公営企業会計についてであります。

町立国保病院会計では、人口減少、高齢化による患者数の減少などにより、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域の安定した医療の確保など経営努力は評価するところでありますが、依然として厳しい経営状況であります。

町立国保病院は、町民の健康の核となる施設であり、引き続き地元医師会、近隣公立病院との連携を推進し、安心な医療の提供に努めていただきたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見要望も含めて、十分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

認定第1号の討論・採決

(10時11分)

●議長

ご苦労さまでした。

認定第1号「令和4年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号の討論・採決

(10時11分)

●議長

認定第2号「令和4年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号の討論・採決

(10時12分)

●議長

認定第3号「令和4年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第4号の討論・採決

(10時13分)

●議長

認定第4号「令和4年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第5号の討論・採決

(10時13分)

●議長

認定第5号、令和4年度「奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第3、議案第2号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会最終日、出席お疲れさまです。

議案書19ページを開きください。

議案第2号「奈井江町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」、令和5年9月7日提出、奈井江町長。

本案の提案理由につきましては、コンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書等の交付に関し、本町では個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの利用が可能となっておりますが、加えて法律上、本年5月11日よりマイナンバーカードと同等の機能を持ったスマホ用電子証明書搭載サービスの利用が可能となり、本年中にスマートフォンでの印鑑登録証明書等の交付が可能となることから、本条例の一部及び附則において手数料条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第4、議案第3号「字の名称及び区域の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書20ページをお開きください。

議案第3号「字の名称及び区域の変更について」、地方自治法の規定により、字の名称及び区域の変更について、議会の議決を求める。令和5年9月7日提出、奈井江町長。

本案は、道営農地整備事業で平成29年度より事業を行ってまいりました、茶志内東1地区の圃場整備事業の換地処分にあたり、当該事業施工後の区画等に合わせて、字の名称及び区域を次ページ別紙のとおり変更しようとするもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

定例会資料4ページ以降の資料3に変更予定箇所をお示ししておりますが、区画整理後の形状に合わせて25筆の字界の変更を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第5、議案第4号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書22ページをお開きください。

議案第4号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、地方自治法の規定により、北海道市町村職員退職手当組合契約を次のとおり変更する。令和5年9月7日提出。奈井江町長。

本規約の変更については、後志広域連合の加入に伴い、本規約の一部を変更することについて協議するため提出するものであります。

以上、「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時19分)

●議長

日程第6、議案第5号「工事請負契約の議決事項の変更について（奈井江町新庁舎建設建築主体工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

追加議案書の32ページをお開きください。

議案第5号「工事請負契約の議決事項の変更について」、令和4年6月21日議会の議決を経た、工事請負契約奈井江町新庁舎建設建築主体工事について、その一部を変更したいので、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。令和5年9月14日提出、奈井江町長。

記といたしまして、契約の金額の変更として、施工内容の見直し及び工事関係資材の高騰を踏まえた、物価スライド条項の規定に基づき、変更前の額9億7,130万円を10億6,645万円に変更するものであります。

以上、「工事請負契約の議決事項の変更について」ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第7、議案第6号「工事請負契約について（奈井江町新庁舎外交工事（その1））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書33ページをお開きください。

議案第6号「工事請負契約について」下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。令和5年9月14日提出、奈井江町長。

記といたしまして、契約の目的は奈井江町新庁舎外構工事（その1）

2、契約の方法は指名競争入札。

3、契約の金額は1億3,288万円。

4、契約の相手方は、空知郡奈井江町拓友工業株式会社内、拓友工業・鈴木・共和經常建設共同企業体であります。

なお、入札執行調書につきましては、次ページに記載のとおりであります。

以上、「工事請負契約について」ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第6号を採決します。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時24分)

●議長

日程第8、議案第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。議案書28ページをお開きください。
議案第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、固定資産評価審査委員会委員川端孝史氏が、令和5年9月18日付をもって任期満了となるので、引き続き川端氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。令和5年9月7日提出、奈井江町長。
なお、川端氏の履歴につきましては、次ページに掲載をしております。
よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第7号を採決します。
本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案はこれに同意することに決定をいたしました。

日程第9 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第9、議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書30ページをお開きください。

議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、奈井江町教育委員会委員矢萩優子氏が、令和5年9月30日付をもって任期満了となるので、引き続き矢萩氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町議会への同意を求めるものであります。令和5年9月7日提出、奈井江町長。

なお、矢萩氏の履歴は次ページに掲載しております。
よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

●議長

人事案件であります、特に質疑があれば発言を許します、質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案はこれに同意することに決定をいたしました。

日程第10 請願第1号の上程・説明・討論・採決

(10時26分)

●議長

日程第10、請願第1号「公衆浴場存続を求める請願書」を議題といたします。

本請願につきましては、まちづくり常任委員長より審査報告書が議長に提出されております。

常任委員会報告書について、委員長の発言を許します。まちづくり常任委員長、5番、石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●5番

皆さん、おはようございます。まちづくり常任委員会の審査報告をいたします。

9月7日、本会議において付託されました請願第1号「公衆浴場存続を求める請願書」の審査を、7日、役場3階議場にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたの

でご報告を申し上げます。

補佐人として、公衆浴場存続を求める住民一同、小谷博之様、矢萩定子様、加藤和子様と同席され、紹介議員から現状等の説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、全会一致で採択すべきものと決定し、今定例会に決議案として提出することといたしました。

以上、まちづくり常任委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまです。

請願第1号「公衆浴場存続を求める請願書」に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本請願は委員長の報告のとおり採択することと決定をいたしました。

日程第11 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時29分)

●議長

日程第11、意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」、上記事件について、国の関係者に対し別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。令和5年9月14日提出、提案者、奈井江町議会議員

石川正人、賛成者、奈井江町議会議員笹木利津子、同じく星厚早、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

次ページをお開きください。

「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」前文を省略いたします。

記といたしまして、1、二酸化炭素の吸収など、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や防災減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産、流通体制の強化、建築物の木造木質化や木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成確保などに必要な支援を充実強化すること。

3、森林吸収減対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和5年9月14日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。5番、石川議員。

●5番

それでは、補足説明をいたします。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要があります。

本町においても様々な取組を進めてきたところではありますが、森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を図ることが必要であります。よって、意見書を提出いたします。

全議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
意見案第1号を採決します。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時33分)

●議長

日程第12、意見案第2号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第2号「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」、上記事件について、国の関係者に対し別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。令和5年9月14日提出、提案者、奈井江町議会議員、篠田茂美、賛成者、奈井江町議会議員、大関光敏、同じく、根岸一志、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

次ページをお開きください。

「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書」前文を省略いたします。

記といたしまして、1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予

算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、橋梁・トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスで早期に移行するため、維持管理、更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実強化を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全安心を守る通学路等の交通安全対策を強化推進するとともに、当期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む、安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。令和5年9月14日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。3番、篠田議員。

●3番

おはようございます。提案者の立場から補足説明をいたします。

北海道は豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に恵まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や巨大地震等のリスクが増大するなど、防災減災国土強靱化の取組が喫緊の課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっています。

今後は、北海道の潜在力が最大限発揮されるよう、平常時、災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け道路の整備が必要不可欠であり、積雪寒冷地の本道においては安定的な除排雪体制の確保など、住民の安全安心を図ることが必要であります。そのため、地方財政は依然として厳しく、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備管理に必要な予算を安定的に確保することが重要であります。よって、国においては

特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 意見案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時39分)

●議長

日程第13、意見案第3号「肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に、一部を省略し朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第3号「肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書」、上記事件について、国の関係者に対し別紙のとおり意見書を提出して、強く要望いたしたい。令和5年9月14日提出、提案者、奈井江町議会議員大矢雅史、賛成者、奈井江町議会議員、大関光敏、同じく、遠藤共子。提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経

済産業大臣、農林水産大臣。

次ページをお開きください。

「肥料・燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書」前文を省略いたします。

次ページをご覧ください。

記といたしまして、1、令和4年度における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく十分な補填対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補填されるよう本年度も対策を講ずること。

2、ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、石油元売り企業に対する補助金の削減で燃油価格が値上がりし、これと連動して電気料金も大幅に値上がっており、国民生活のみならず地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を継続強化すること。また、地方に対しては長引く物価高騰に対応できる取組が行えるよう、地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年9月14日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。6番、大矢議員。

●6番

皆さん、おはようございます。それでは提案者の立場から補足説明させていただきます。

コロナ禍後の経済回復やロシアのウクライナ侵攻などによって、肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が急騰し、高騰対策として昨年は国をはじめ北海道や市町村では営農継続に向けた対策を講じました。

しかしながら、国の肥料高騰対策は全国一律の価格高騰率を使用した算定式のため、北海道の高騰率との乖離が大きく、価格上昇分を十分に補填する対策になっていません。

一方、6月からの新しい肥料価格が前年より値下がりにしたこと、国は直接的な補償対策を行わないこととして使用料低減を定着させる協議会あたり500万円を上限とした追加対策を示しました。

しかし、専門的な農業を多く占める北海道にとっては、支援額が小さく経費を補う対策につながるのか懸念され、また価格が下がったとはいえ、コロナ過前と比較すると依然として高い水準にあります。さらには燃油価格の値上がりや、これと連動する電気料金の値上げで、昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があります。

地域経済を支える農業が、今後も継続できるよう生産者の負担軽減を図る高騰対策を

国に求めるため提案するものであります。全議員の賛同のほど、よろしくお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 会議案第1号の上程・説明・採決

(10時43分)

●議長

日程第14、会議案第1号「議員の派遣承認について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

会議案第1号「議員の派遣承認について」、下記日程のとおり議員を派遣したいので承認を求める。令和5年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議会懇談会派遣について、1、派遣先、奈井江町公民館、2、期日、令和5年10月17日火曜日、3、派遣議員、全議員、4、経費なし。

以上でございます。

●議長

本案は原案のとおり承認することにしたいと思えます。
なお、日程等の変更につきましては、あらかじめ議長に一任願います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第15 決議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時44分)

●議長

日程第15、決議案第1号「風呂難民」対策を求める決議」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

決議案第1号「風呂難民」対策を求める決議」、上記決議案を別紙のとおり奈井江町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和5年9月14日提出、提案者、奈井江町議会議員、篠田茂美、賛成者、奈井江町議会議員、星厚早、同じく、根岸一志。
次ページをお開きください。

「風呂難民」対策を求める決議」、過疎化が進む当町において定住対策は重要な課題であり、各種住宅に関わる補助金等を設け、町外からの移住促進にも努めているところですが、現在、住まわれている皆さんに、より住みやすいまちづくりを推進していくことが大きな誘導につながります。

そのような中で、町内唯一の公衆浴場「松の湯」が経営者の高齢化、後継者問題で事業継承が困難となり、いつ閉鎖するか分からない状況にあります。このたび、公衆浴場の今後を心配する多くの皆さんから、存続を求める声が届いたことは重く受け止めなければなりません。町としても、公衆浴場の公共性や広域性に鑑み、これまでも支援を行っております。

現在は温泉も閉鎖中で、お風呂のない方、自宅にお風呂はあっても独居や身体に不安を抱えている等で使用できない方がおられ、そのような中で、公衆浴場は住民の保健衛生や健康増進、住民相互の交流促進、住民の福祉向上、住民の憩いの場等に欠かせない役割を持つ施設であります。ほかの自治体も、同様な課題に対し、様々な対策を行い、風呂難民を出さないように努めているところであります。

当町におきましても、様々な可能性を探り、住民の高齢化が進む中、心配される風呂

難民となる方が出ないよう対策を講じることを求めます。

以上を決議する。令和5年9月14日、奈井江町議会。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。3番、篠田議員。

●3番

補足説明をさせていただきたいと思います。

人口減少とともに、町内に数件あった公衆浴場は、今は1件となりました。松の湯は、昭和2年に公衆浴場として開業し、平成7年度の道々事業の道路改修に伴う移転要請を受け、現在の地で営業を開始し、町や皆様のご支援を受け頑張ってまいりましたが、97歳を迎え、体調も芳しくなく、体調に不良を来たした時点で廃業せざるを得ない状況となっていることを、町のほうに7月上旬に届けたとお聞きしています。

ご利用されている皆様にとっては、少しでも長く営業していただければと思うのと、お年を考えると無理も言えない。不安な日々を送っており、今回の多くの皆様の思いが請願と署名で提出され、議会としてもこのことは重く受け止めました。

お風呂のない方の状況は、今年の2月から3月の約1月、入浴に来られた方のアンケートに協力いただいて回答いただきますと、117名が入浴をされ、お風呂がないという回答をされた方が45名、その内訳といたしましては自宅が18名、公営住宅等で28名というような内訳になっているようです。

まだお風呂のない方はおられるようですが、高齢化が進む中で増えることが懸念されます。各自治体でも、風呂難民を出さないよう様々な対策を行っております。当町においても様々な可能性を探り、風呂難民となる方が出ないよう対策を講じることを求めるものでございます。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 調査第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時49分)

●議長

日程第16、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」、議会運営委員長より地方自治法第190条第3項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議にする。令和5年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会、定例会までの間に開かれる臨時会も含むの、会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第17 調査第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時50分)

●議長

日程第17、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」、まちづくり常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行ないたい旨申出があったので、これを付議する。令和5年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号、調査事項、調査第1号、道路の維持管理について、現地調査を含む、調査第2号、道の駅の管理運営について、現地調査を含む、調査第3号、排水機場の管理状況について、現地調査を含む、調査第4号、役場新庁舎について、現地調査を含む、調査日程、4日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案はまちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第18 調査第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時51分)

●議長

日程第18、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」、広報常任委員長より、地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の

継続審査調査を行いたい旨申出があったので、これを付議にする。令和5年9月14日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和5年奈井江町議会第3回定例会を閉会といたします。皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時52分)